

藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

藤 井 寺 市

はじめに

私自身が子育てをしていた時代から、さらに少子化、核家族化は進展し、現在の子育て世代は、祖父母や近所のおじさん、おばさんとの関わりも少なくなり、ちょっとしたアドバイスや協力が得にくくなってきました。その影響を含むさまざまな要因から、孤独感や不安感を抱きながら子育てをしているご家庭が多くなっていると感じています。

一方、共働き世帯の増加と出産に伴う就労継続の困難さなど、社会を取り巻く厳しい環境のもとで、仕事と子育ての両立を希望する人々の願いをかなえるための環境整備も急がれます。

このような状況のもと、いよいよ平成 27 年 4 月から、子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざし、待機児童対策の推進と地域での子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」がはじまります。

今回、新制度のもと、子ども・子育て支援の施策を総合的に推進するため、『藤井寺市子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。本計画策定にあたり、「藤井寺市子ども・子育て会議」の委員の皆さまには、7 回にもわたる会議の中で、多様で貴重なご意見を頂戴いたしました。加えて、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆さま、意見募集等にてご協力いただきました皆さまも含め、関係各位に心より厚くお礼申し上げます。

今後、本計画を推進していくにあたりまして、関係機関はもとより地域全体で子どもや子育て世代をあたたく見守り支えていただきたいと思いますので、皆さまのより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

平成 27 年 3 月

藤井寺市長 國下和男

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画策定の体制	3
第2章 藤井寺市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1. 藤井寺市の人口	4
2. 藤井寺市の世帯	8
3. 就業状況.....	11
4. 子育て支援サービスの提供と利用の動向	13
5. 保護者の子ども・子育てに関する意識.....	38
6. 現状と課題まとめ	44
第3章 計画の基本的な考え方	46
1. 基本理念.....	46
2. 基本視点.....	47
3. 基本目標.....	47
4. 施策体系.....	48
第4章 施策の展開	49
基本目標Ⅰ 子どもの幸せへ、子育てがつながる社会をつくれます	49
1. 子どもが豊かに育つ教育・保育の推進	49
2. 次代を担う青少年の育成と社会参加活動の促進.....	52
3. 地域における子どもの居場所づくり	54
基本目標Ⅱ 子どもに愛情深く、子育てが楽しくなる社会をつくれます	58
1. 子育て不安・負担の軽減に向けた支援.....	58
2. 子どもと保護者の健康づくりの推進.....	63
3. 配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援.....	66
基本目標Ⅲ 子どもを大切に、子育てと子育てが支えられる社会をつくれます	69
1. 子どもや子育てに対する理解の促進.....	69
2. 子育て・子育てにやさしいまちづくり.....	72
第5章 事業計画	75
1. 教育・保育提供区域について.....	75
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	76
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	78
4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	86

第6章 計画の推進に向けて	87
1. 計画の推進体制	87
2. 計画の進捗管理	87
参考資料	88
1. 藤井寺市子ども・子育て会議条例	88
2. 藤井寺市子ども・子育て会議委員名簿	90
3. 策定経過	91

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、少子化が急速に進行し、平成25年の合計特殊出生率は1.43となっています。平成17年の合計特殊出生率1.26と比べてやや上昇しておりますが、生涯未婚率の増加、出産年齢の高年齢化や出産する子どもの数の減少等、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き子ども・子育て支援対策の推進が求められています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日頃の子育てにおいて祖父母や地域住民等からの協力・支援を得ることが困難な状況となっています。さらに、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加や男性の非正規雇用割合の高まり、また、仕事と子育ての両立の困難さから出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。それら子育て家庭、地域、就労環境等の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は、子育て家庭の孤立化や不安・負担感の増加につながることから、地域社会を含めた社会全体で子ども・子育てを支援していくことが必要です。

国においては、平成15年に「少子化社会対策基本法」を制定するとともに、10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国、地方公共団体、事業主が一体となった次世代育成支援対策を進めてきました。平成16年には、「少子化社会対策基本法」に基づく「少子化社会対策大綱」を制定し、その実施計画として「子ども・子育て応援プラン」を策定し、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進してきました。平成22年には、「子ども・子育てビジョン」を策定し、少子化対策から子ども・子育て支援の視点も含め、子どもが尊重され、育ちが等しく確保できる社会の実現をめざしています。

これらのさまざまな少子化対策を講じながらも、さらに少子化が進行していることから、子どもが欲しいという希望がかない、子育てしやすい社会にしていくために、平成24年に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」が始まります。そこでは、家庭が子育てについての第一義的責任があるとの認識のもと、学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもの視点に立った子ども・子育て施策の充実を図ろうとしています。

本市では、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、平成17年に「藤井寺市次世代育成支援行動計画」、平成22年にその継承計画となる「藤井寺市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育てを楽しみ、子どもがのびのびと健やかに育つまちに向けて、児童福祉施策、教育施策等、各施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。

しかし、本市においても少子化や地域のつながりの希薄化等、社会環境の変化により、保護者が子育てについての悩みを身近な人に相談できなかつたり、子どもの育ちに大切な人との交流や社会体験の機会が減少しているなどの子育て課題が顕在化しています。

今回、これらの動向や子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義や次世代育成支援対策推進法の延長を踏まえ、藤井寺市の子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会を実現することを目的に、「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく法定計画として作成するものであり、本市における就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実にに向けた計画を定めるものです。

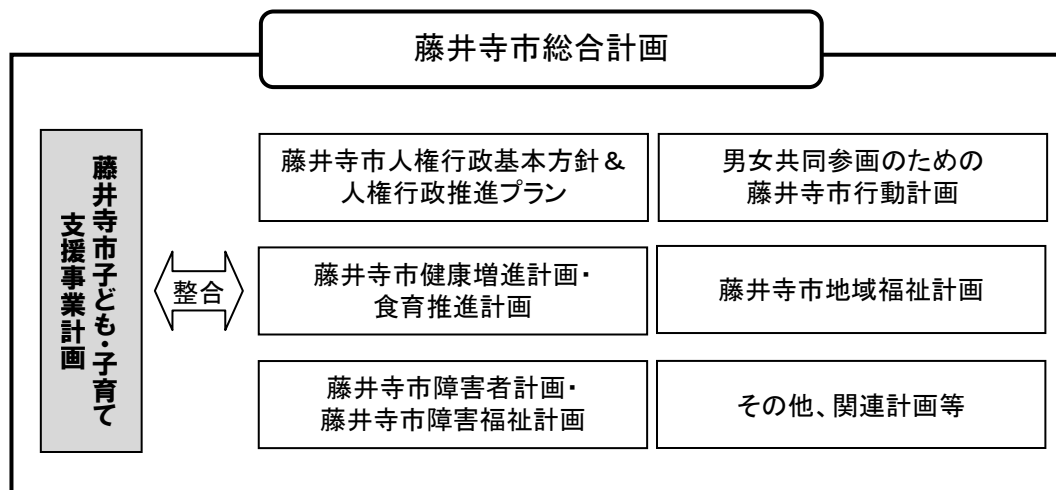
【子ども・子育て支援法(第61条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

加えて、本計画は次世代育成支援対策推進法の延長に伴い、同法に基づく「藤井寺市行動計画」を包含する計画として位置づけるとともに、母子保健計画も包含した計画としています。

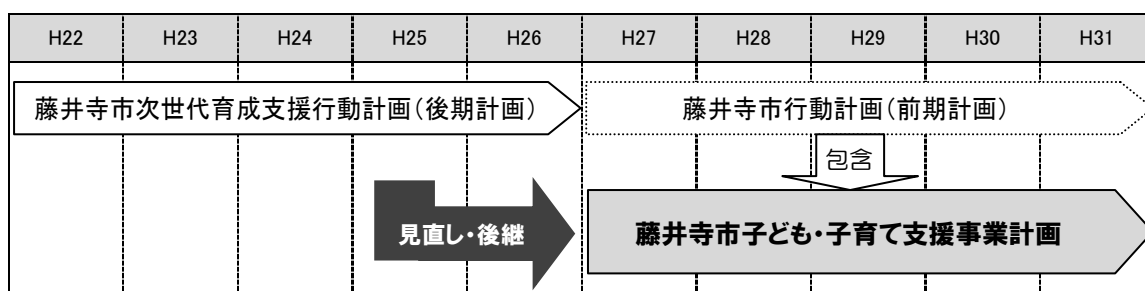
なお、本計画は、「藤井寺市総合計画」を上位計画とし、「藤井寺市人権行政基本方針&人権行政推進プラン」を踏まえ、「藤井寺市健康増進計画・食育推進計画」、「藤井寺市障害者計画・藤井寺市障害福祉計画」、「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」、「藤井寺市地域福祉計画」等の分野別の計画とも整合を図り、分野横断的に子ども・子育て支援を充実させていくものとします。

■関連計画との位置づけ



3. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、平成 27 年度を初年度とし平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。併せて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく藤井寺市行動計画（前期計画）と一体のものとして策定するものです。



4. 計画策定の体制

●子ども・子育て会議の設置及び審議を実施

計画の策定にあたっては、子ども・子育てに関する総合的な検討を図るため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等で構成された「藤井寺市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に際してさまざまな意見をいただきました。

●アンケート調査を通じた市民ニーズの把握

計画策定に先立ち、幼児期の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

●本計画に対するパブリックコメントを実施

本計画について、市民から幅広い意見募集のため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見を求めました。

第2章 藤井寺市の子ども・子育てを取り巻く現状

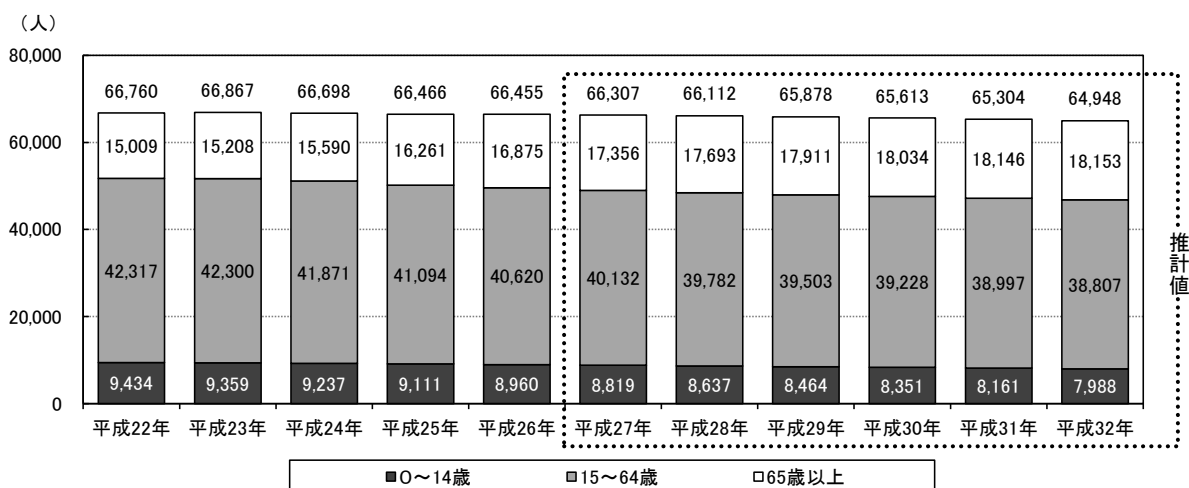
1. 藤井寺市の人口

(1) 年齢階層別の人口推移及び推計

総人口は平成23年以降減少しており、平成22年と平成26年を比較すると、約300人減少しています。

また、65歳以上人口の増加割合が高くなっている一方、0～14歳人口、15～64歳人口は減少傾向となっており、推計では平成32年には0～14歳人口が7,988人、15～64歳人口が38,807人となっています。

■年齢階層別の人口推移(平成22年～平成26年)及び推計(平成27年以降)

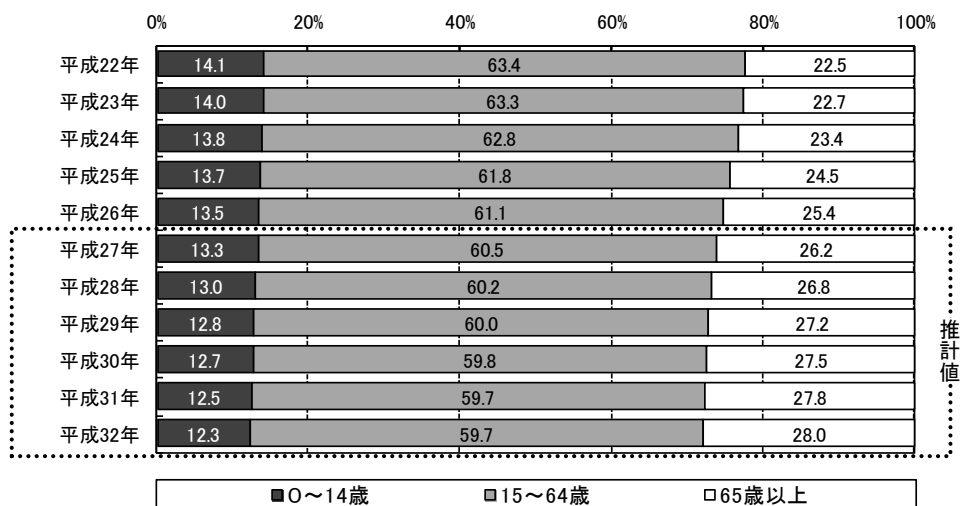


資料：住民基本台帳 平成22年～平成26年(3月末現在)、推計はコーホート変化率法により算出

(2) 年齢階層別人口比率の推移及び推計

年齢階層別人口比率についても、65歳以上人口割合が増加傾向にある一方、0～14歳、15～64歳人口割合は減少傾向となっています。

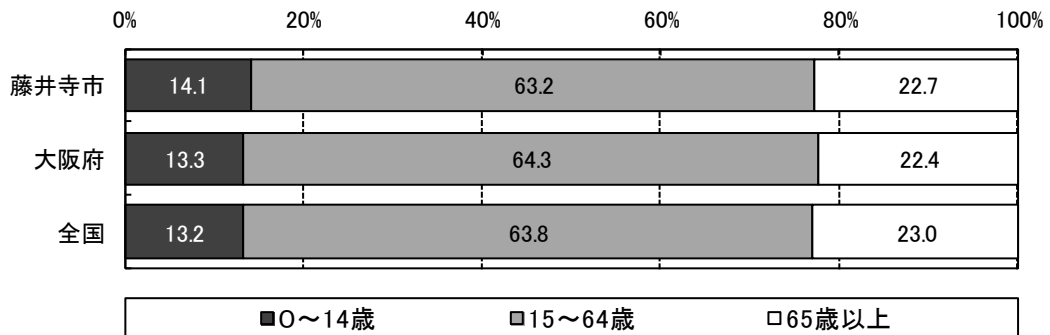
■年齢階層別人口比率の推移(平成22年～平成26年)及び推計(平成27年以降)



資料：住民基本台帳 平成22年～平成26年(3月末現在)、推計はコーホート変化率法により算出

藤井寺市の年齢階層別人口割合を大阪府及び全国と比較すると、0～14歳人口割合が高く、15～64歳人口割合が低くなっています。

■平成22年における年齢階層別人口割合の比較



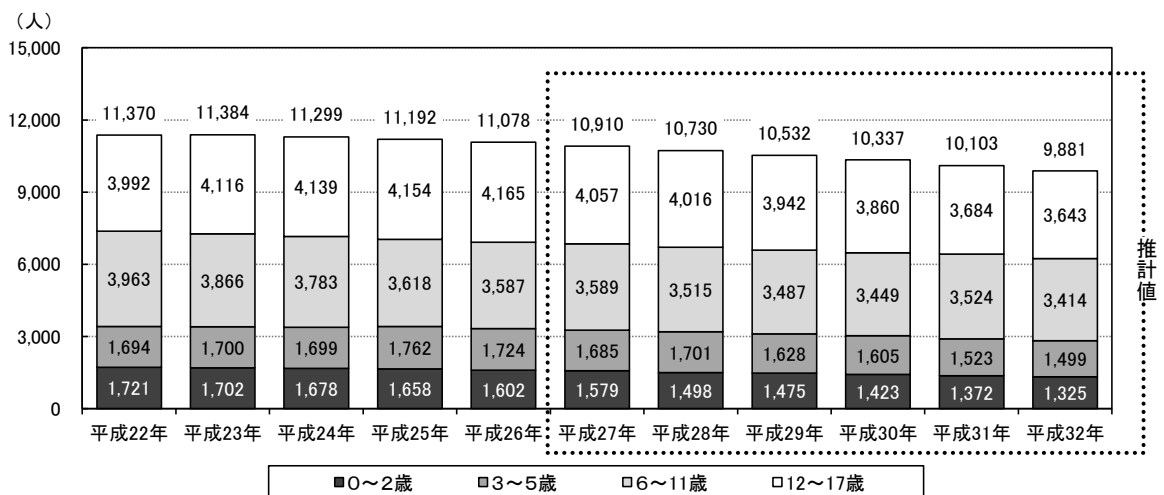
※年齢不詳は除く

資料：国勢調査

(3) 子どもの人口の推移及び推計

平成23年以降、子どもの人口は減少しています。推計では、平成32年には9,881人となっており、平成26年と比較すると約1,200人減少することが予測されます。

■子どもの人口推移(平成22年～平成26年)及び推計(平成27年以降)



資料：住民基本台帳 平成22年～平成26年(3月末現在)、推計はコーホート変化率法により算出

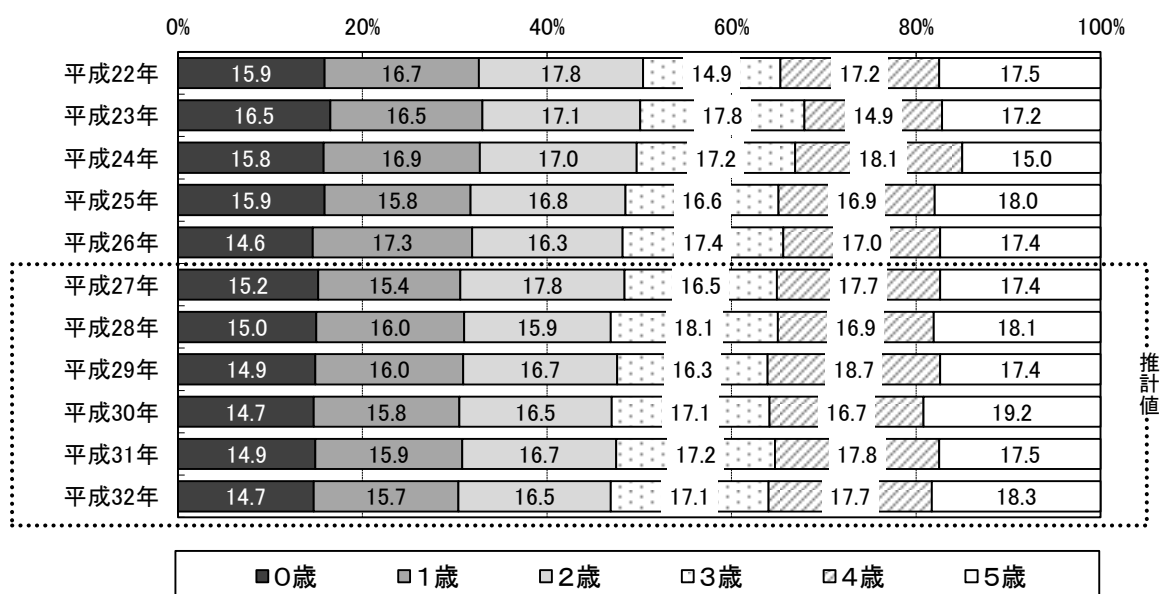
(4) 就学前児童割合の推移及び推計

年齢別就学前児童割合は、2歳の割合が平成22年～平成26年まで減少傾向となっており、その他の年齢については、年によって増減がみられます。

平成29年以降、0歳については15%弱、1歳については16%弱で推移することが予測されます。

平成32年の年齢別就学前児童割合は5歳の割合が18.3%と最も高く、次いで4歳が17.7%、3歳が17.1%となっています。一方、0歳の割合が14.7%と最も低くなっています。

■年齢別就学前児童割合の推移(平成22年～平成26年)及び推計(平成27年以降)

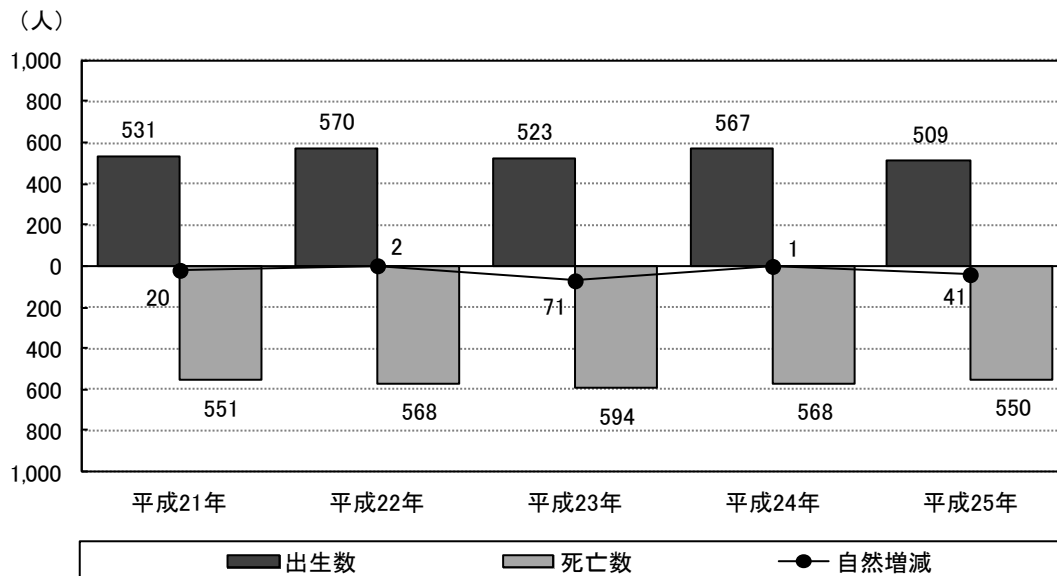


資料:住民基本台帳 平成22年～平成26年(3月末現在)、推計はコーホート変化率法により算出

(5) 自然動態

自然動態は、出生数・死亡数の差はあまり大きくありません。

■自然動態の推移(平成21年～平成25年)



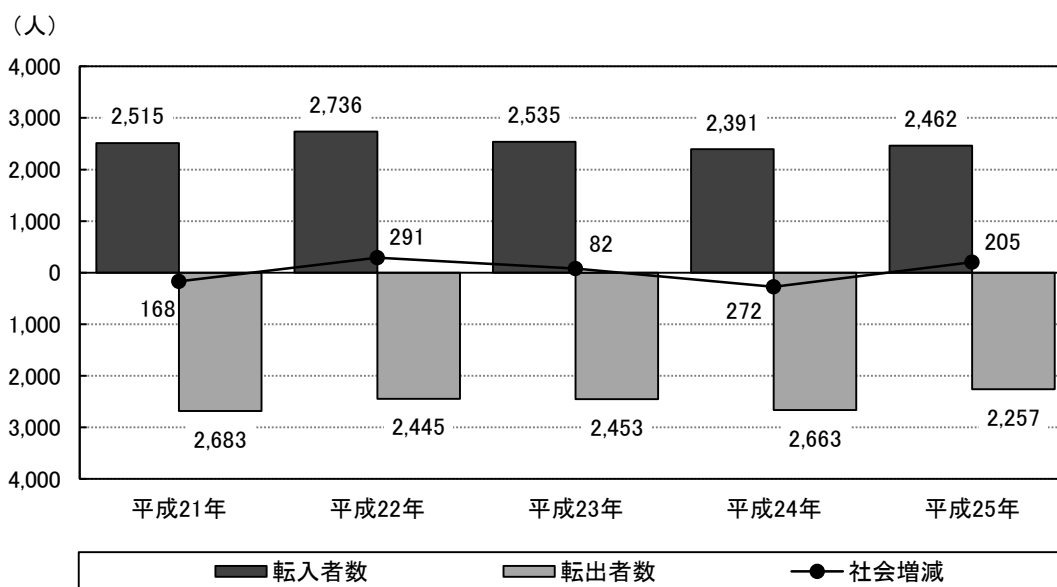
※自然動態…出生数から死亡数を減じた数

資料:市民課

(6) 社会動態

社会動態は、転入者数が平成22年以降減少していましたが、平成25年は増加に転じています。

■社会動態の推移(平成21年～平成25年)



※社会動態…転入者数から転出者数を減じた数

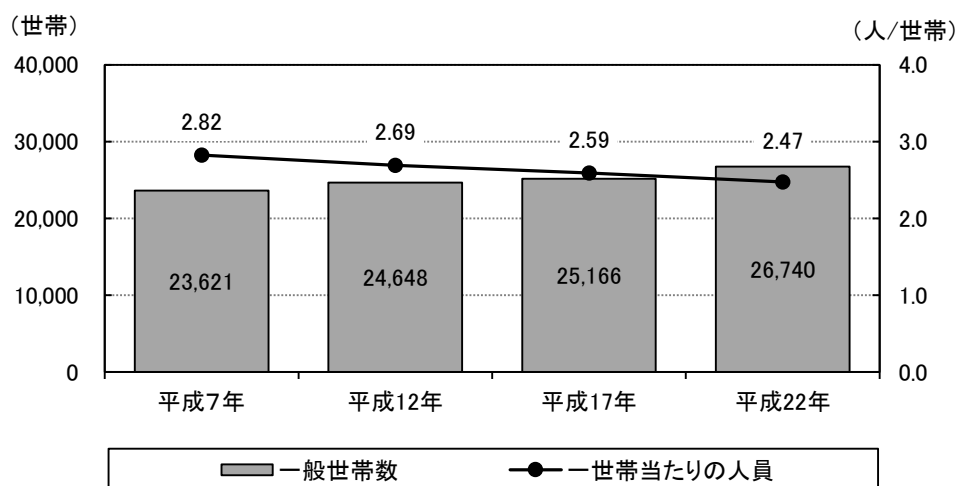
資料:市民課

2. 藤井寺市の世帯

(1) 世帯数及び平均世帯人員の推移

一般世帯数が増加する一方で、一世帯当たりの人員は減少しており、核家族化や高齢化等に伴う単独世帯数の増加が想定されます。

■一般世帯数、一世帯当たりの人員の推移



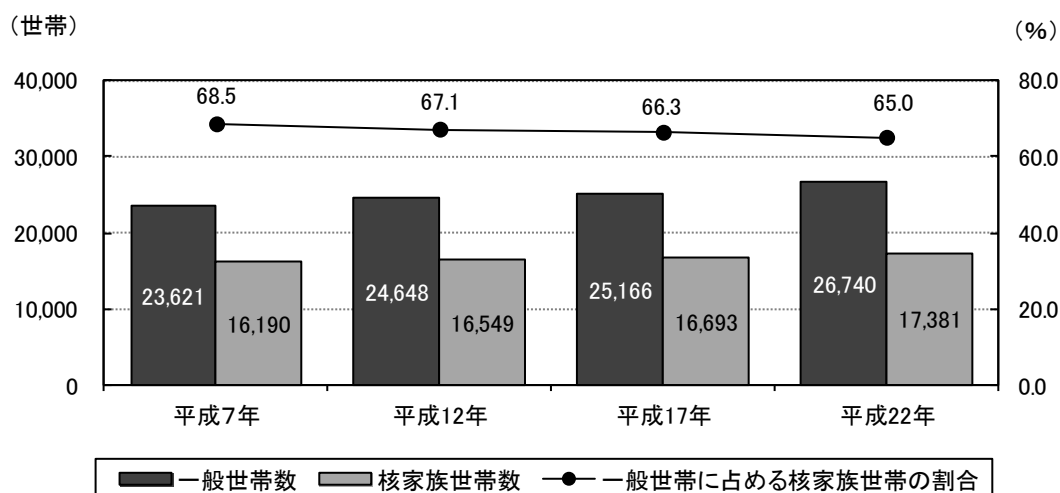
資料: 国勢調査

(2) 子育て世帯の状況

一般世帯数の増加の一因として核家族世帯数の増加があげられます。

一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成7年以降減少しており、平成22年は65.0%となっています。

■一般世帯数に占める核家族世帯数の推移

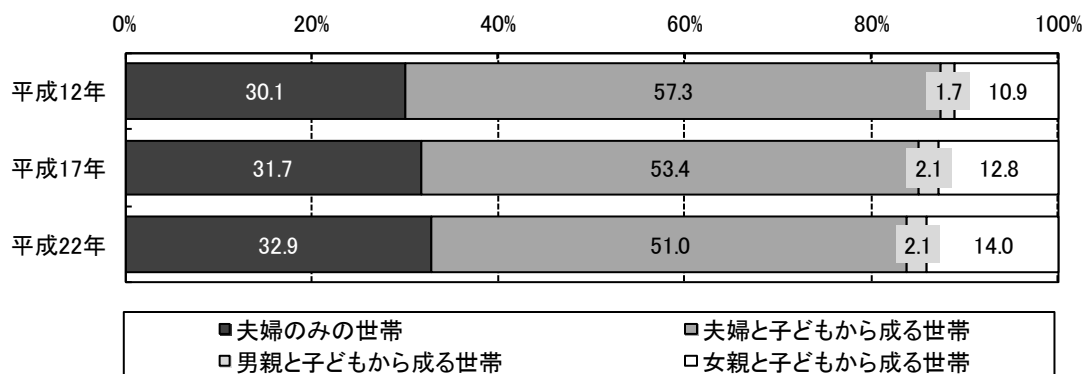


資料: 国勢調査

核家族世帯の内訳についてみると、夫婦のみの世帯が増加している一方で、夫婦と子どもから成る世帯は減少しています。

また、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯の割合は増加しています。

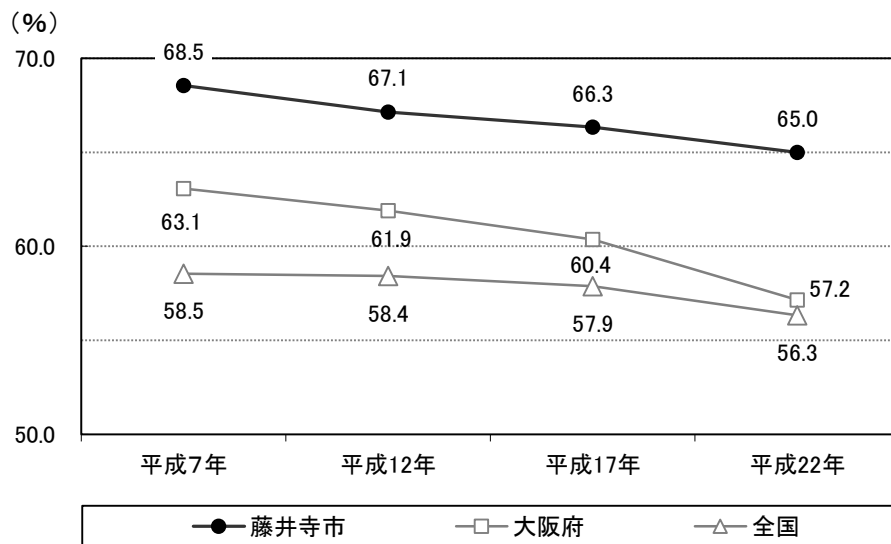
■核家族世帯の内訳



資料:国勢調査

藤井寺市の一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、大阪府及び全国と比べて高くなっています。平成22年には、大阪府と比べて7.8ポイント、全国と比べて8.7ポイント高くなっています。

■一般世帯数に占める核家族世帯の割合の比較

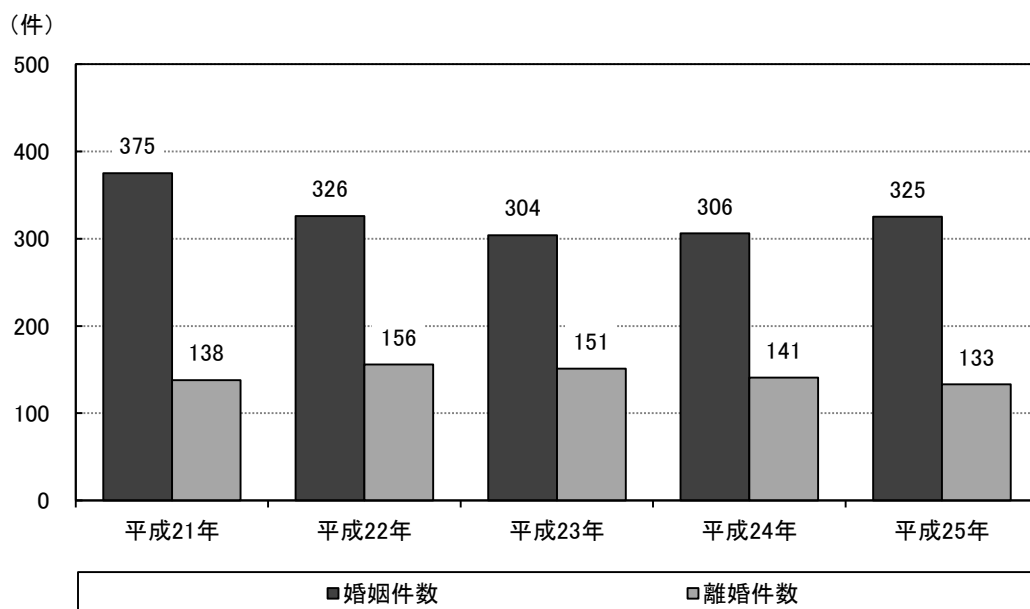


資料:国勢調査

(3) 婚姻及び離婚の状況

婚姻件数は、平成21年～平成23年にかけて減少していましたが、平成24年に増加に転じ、平成25年は325件となっています。離婚件数は、平成22年以降減少しています。

■婚姻・離婚件数の推移

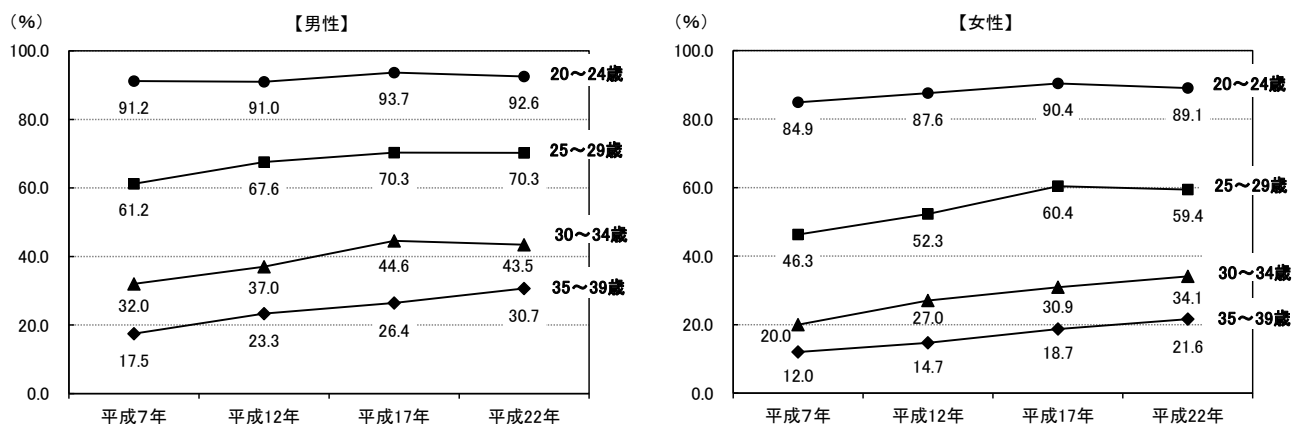


資料：市民課

(4) 未婚率の推移

男性、女性ともに、いずれの年代においても未婚率は上昇傾向にあります。特に男性では35～39歳、女性では30歳代の未婚率が平成7年以降上昇し続けています。

■未婚率の推移(男女別・年齢階層別)



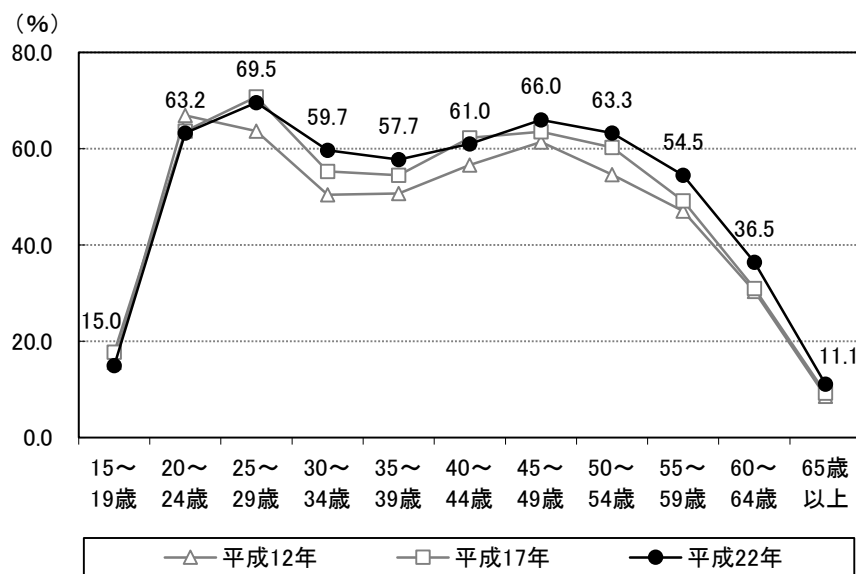
資料：国勢調査

3. 就業状況

(1) 女性の労働力率

女性の労働力率は、20歳代後半でピークを迎えた後、出産・子育て期に入る30歳代前半～後半で大きく低下し、その後再び上昇するというM字曲線を描いています。中でも、出産・子育て初期の30歳代の労働力率は年々上昇しています。

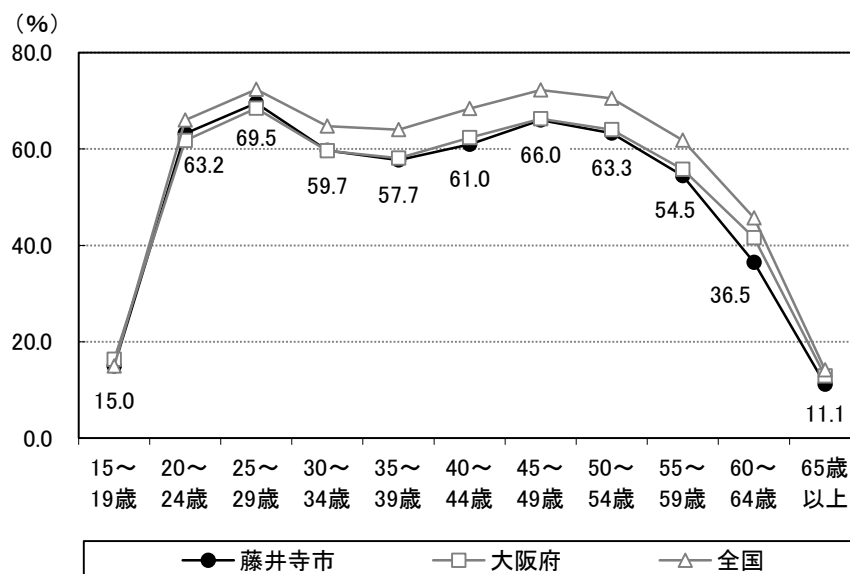
■女性の労働力率推移



資料: 国勢調査

藤井寺市の女性の労働力率は、35歳以上で大阪府及び全国と比べて低くなっています。

■平成22年における女性の労働力率の比較

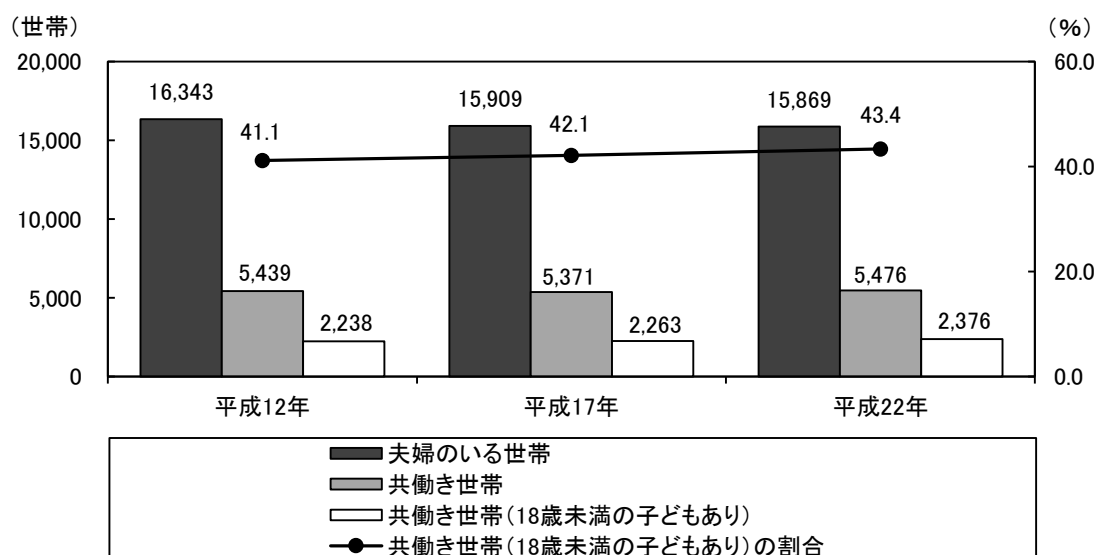


資料: 国勢調査

(2) 共働き世帯の状況

夫婦のいる世帯は減少傾向にありますが、共働き世帯はほぼ横ばいとなっています。また、共働き世帯のうちの18歳未満の子どもがいる世帯の割合は平成12年以降増加しており、平成22年には43.4%となっています。

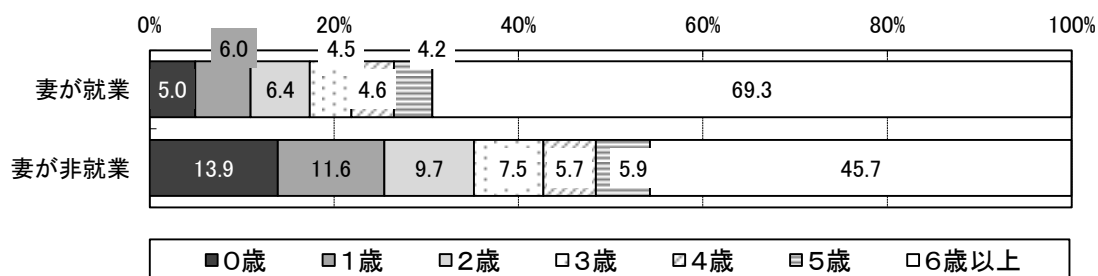
■共働き世帯の状況



資料: 国勢調査

子どものいる共働き世帯(妻が就業)における最年少の子どもの年齢は、5歳児以下の割合が約30%となっており、妻が非就業の世帯の約半分となっています。

■夫が就業者である子どものいる世帯のうち、妻の就業・非就業別最年少の子どもの年齢(平成22年)



資料: 国勢調査

4. 子育て支援サービスの提供と利用の動向

(1) 保育サービスの提供状況とニーズの動向

① 認可保育所等の状況とニーズ

市内の認可保育所は、平成 25 年度現在、公立 6 か所、私立 5 か所となっています。平成 21 年度以降、在籍率は常に 100%を超えています。市全体の就学前児童総数は平成 21 年度～平成 24 年度にかけて減少傾向にあります。市内・市外を併せた認可保育所への通所児童数の占める割合（入所率）は年々上昇しており、保育ニーズは高まっています。

■ 認可保育所の定員数と入所児童数の推移

単位：人

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		定員数	入所者数	定員数	入所者数	定員数	入所者数	定員数	入所者数	定員数	入所者数
公立	第1保育所	110	123	110	126	110	136	110	136	120	136
	第2保育所	90	86	90	85	90	77	90	88	90	83
	第3保育所	120	135	120	140	120	150	120	142	120	142
	第4保育所	70	70	70	68	70	77	70	80	70	81
	第5保育所	80	66	80	72	80	77	80	75	80	74
	第6保育所	70	80	70	77	70	76	70	73	70	80
	第7保育所	80	78								
	小計	620	638	540	568	540	593	540	594	550	596
私立	ひかり保育園	120	120	120	130	120	114	120	115	120	117
	ラミー保育園	60	69	60	70	60	69	60	69	60	73
	惣社保育園	130	140	130	148	130	146	130	151	130	151
	なな保育園			90	90	90	93	90	96	90	101
	ふじのこ保育園							60	36	60	54
	小計	310	329	400	438	400	422	460	467	460	496
公立・私立の合計		930	967	940	1,006	940	1,015	1,000	1,061	1,010	1,092
市外認可保育所		—	9	—	6	—	12	—	13	—	9
総計		—	976	—	1,012	—	1,027	—	1,074	—	1,101
在籍率 (市内認可保育所)		104.0%		107.0%		108.0%		106.1%		108.1%	
就学前児童総数		3,458		3,415		3,402		3,377		3,420	
入所率(全体)		28.2%		29.6%		30.2%		31.8%		32.2%	

※平成 22 年度より、第7保育所→なな保育園

資料：保育幼稚園課

※就学前児童総数は各年3月末現在、それ以外は各年4月1日現在

※在籍率＝市内認可保育所入所者数／定員数、入所率＝入所者数／就学前児童総数

平成21年度と平成25年度の年齢別の入所児童数をみると、0～2歳の入所児童数の増加割合が高くなっています。

■認可保育所の年齢別入所児童数の推移

単位:人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳	50	54	62	66	68
1歳	135	136	138	154	149
2歳	142	175	174	184	195
3歳	194	204	222	221	216
4歳	225	214	218	230	240
5歳	230	229	213	219	233
合計	976	1,012	1,027	1,074	1,101

資料:保育幼稚園課(各年4月1日現在)

■認可保育所の年度途中入所児童数の推移

単位:人

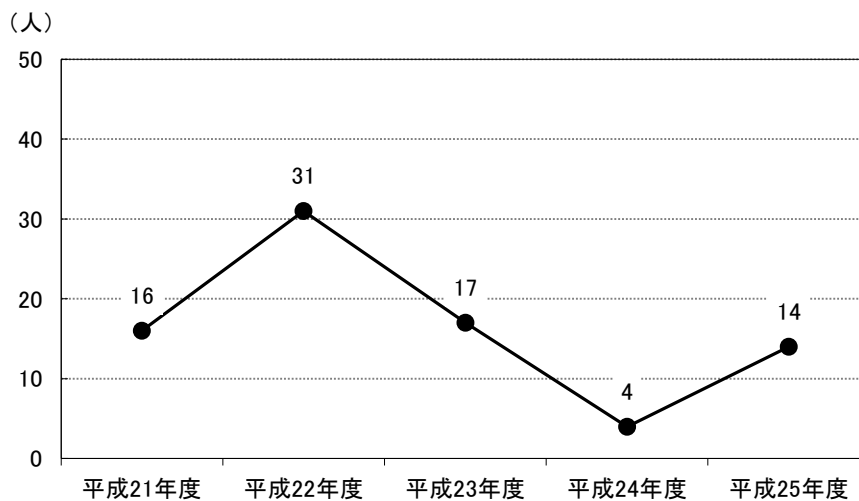
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳	8	19	18	18	18
1歳	5	6	10	9	12
2歳	7	8	6	12	11
3歳	4	9	9	15	9
4歳	3	5	8	9	7
5歳	2	6	10	4	2
合計	29	53	61	67	59

資料:保育幼稚園課

認可保育所の待機児童数は、平成 22 年度以降減少していましたが、平成 25 年度に再び増加し、14 人となっています。

年齢別にみると、特に 0～2 歳で多くなっています。

■認可保育所の待機児童数の推移



資料: 保育幼稚園課

■認可保育所の待機児童数の推移

単位: 人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳	7	6	2	1	0
1歳	4	11	9	3	8
2歳	3	14	5	0	4
3歳	2	0	1	0	2
4歳	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
合計	16	31	17	4	14

資料: 保育幼稚園課(各年4月1日現在)

特別保育事業等の実施状況をみると、0歳児を受け入れる「乳児保育」は、すべての保育所で実施しています。また、通常保育時間終了後に実施する「延長保育」は7か所、保護者の不安定な就労や緊急時等に一時的に保育を必要とする児童を受け入れる「一時預かり保育」は3か所、「障害児保育」は8か所で実施しています。

また、地域子育て支援拠点事業として、電話や面接による育児相談、子育て講座、親子教室、育児サークルの育成・支援等を行う「センター型事業」を私立1か所で、主に乳幼児の親子が気軽に集い相互に交流を図る場を提供する「ひろば型事業」を私立3か所で実施しています。

さらに、公立保育所の施設を開放して、乳幼児の親子が気軽に遊び、集い、相談できる場として、「わんぱく広場」や「園庭開放」を実施しています。

■特別保育事業等の実施状況

単位:か所

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳児保育		10	10	10	11	11
	公立	7	6	6	6	6
	私立	3	4	4	5	5
延長保育		5	6	6	7	7
	公立	2	2	2	2	2
	私立	3	4	4	5	5
一時預かり保育		3	3	3	3	3
	公立	1	1	1	1	1
	私立	2	2	2	2	2
障害児保育		8	8	8	8	8
	公立	7	6	6	6	6
	私立	1	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業		2	3	3	4	4
	センター型 私立	1	1	1	1	1
	ひろば型 私立	1	2	2	3	3
わんぱく広場		7	7	7	7	7
	公立	7	6	6	6	6
	私立	0	1	1	1	1
園庭開放		7	8	8	10	10
	公立	7	6	6	6	6
	私立	0	2	2	4	4

資料:保育幼稚園課

■特別保育事業等の利用状況

単位:人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳児保育		50	54	62	66	68
	公立	31	27	34	28	32
	私立	19	27	28	38	36
障害児保育		32	26	35	40	34
	公立	31	22	30	36	30
	私立	1	4	5	4	4
一時保育 (延利用人数)		1,970	2,158	1,773	1,690	2,404
	公立	1,101	1,319	867	885	1,204
	私立	869	839	906	805	1,200
延長保育 (延利用人数)		4,857	5,156	7,901	8,308	8,811
	公立	624	721	2,258	2,992	3,885
	私立	4,233	4,435	5,643	5,316	4,926
わんぱく広場 (延利用人数)		951	1,808	1,425	1,031	921
	公立	951	1,808	1,283	898	888
	私立			142	133	33
園庭開放 (延利用人数)			793	1,348	1,196	1,501
	公立		680	1,091	780	1,024
	私立		113	257	416	477

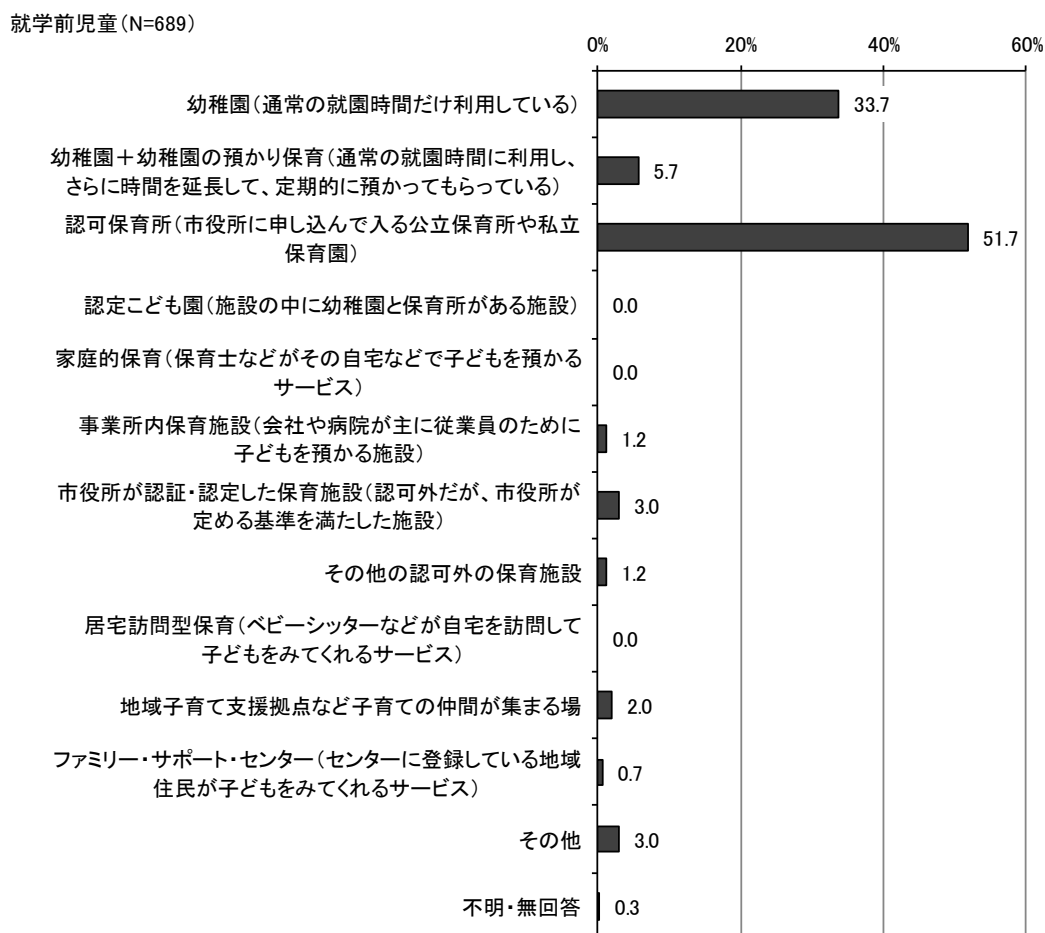
資料:保育幼稚園課(各年4月1日現在)

地域子育て支援拠点事業			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
センター型	育児相談	電話	21	22	14	14	9
		面接	3	3	22	7	7
	子育て講座	実施回数	11	10	12	11	11
		延参加者数	180	236	413	308	325
	親子教室	実施回数	58	58	58	60	60
		延参加者数	770	800	864	845	879
	グラウンド開放	実施回数	55	56	41	35	37
		延参加者数	176	78	53	42	79
	その他	実施回数	44	47	49	53	56
		延参加者数	277	305	297	543	891
ひろば型	実施箇所数	1	2	2	3	3	
	延利用者数	4,534	8,761	10,941	14,387	16,128	

資料:子育て支援課

平日に定期的にご利用している施設・サービスについてアンケートの結果をみると、「認可保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」が51.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」が33.7%となっています。

■平日に定期的にご利用している施設・サービス



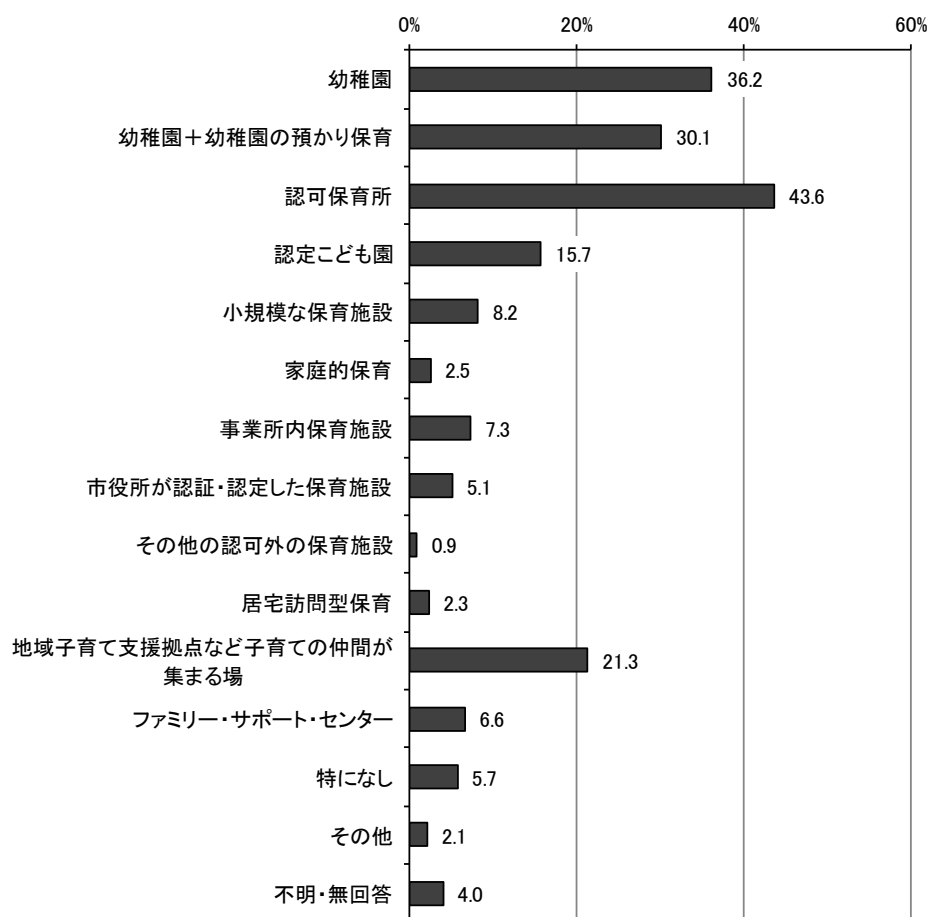
資料:平成 26 年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 2-(1)-2 (P27)

また、現在の利用の有無にかかわらず、平日に「定期的に」利用したいと考える施設やサービスについては、「認可保育所」が43.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が36.2%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が30.1%となっています。

平日に定期的に利用している施設・サービスの状況と比較すると、特に「幼稚園+幼稚園の預かり保育」と「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」が高くなっています。

■現在の利用の有無にかかわらず、平日に「定期的に」利用したいと考える施設やサービス

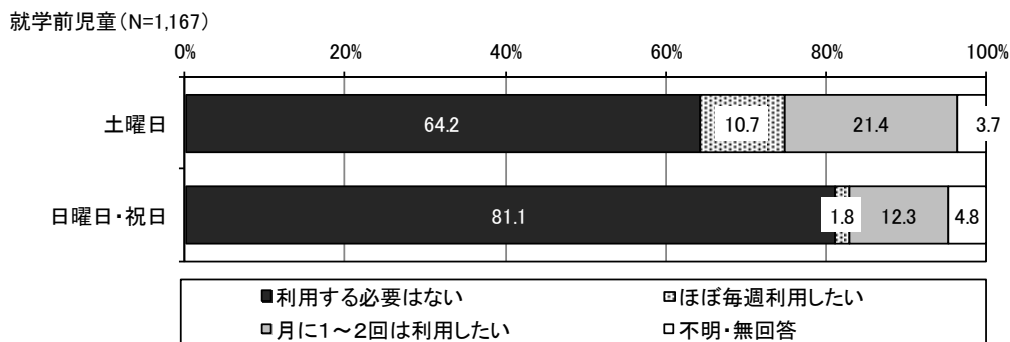
就学前児童(N=1,167)



資料:平成 26 年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 4-(1) (P37)

土曜日と日曜日・祝日の「定期的な」幼稚園・保育所などの利用希望についてアンケートの結果をみると、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日で10.7%、日曜日・祝日で1.8%、「月に1～2回は利用したい」が土曜日で21.4%、日曜日・祝日で12.3%となっています。

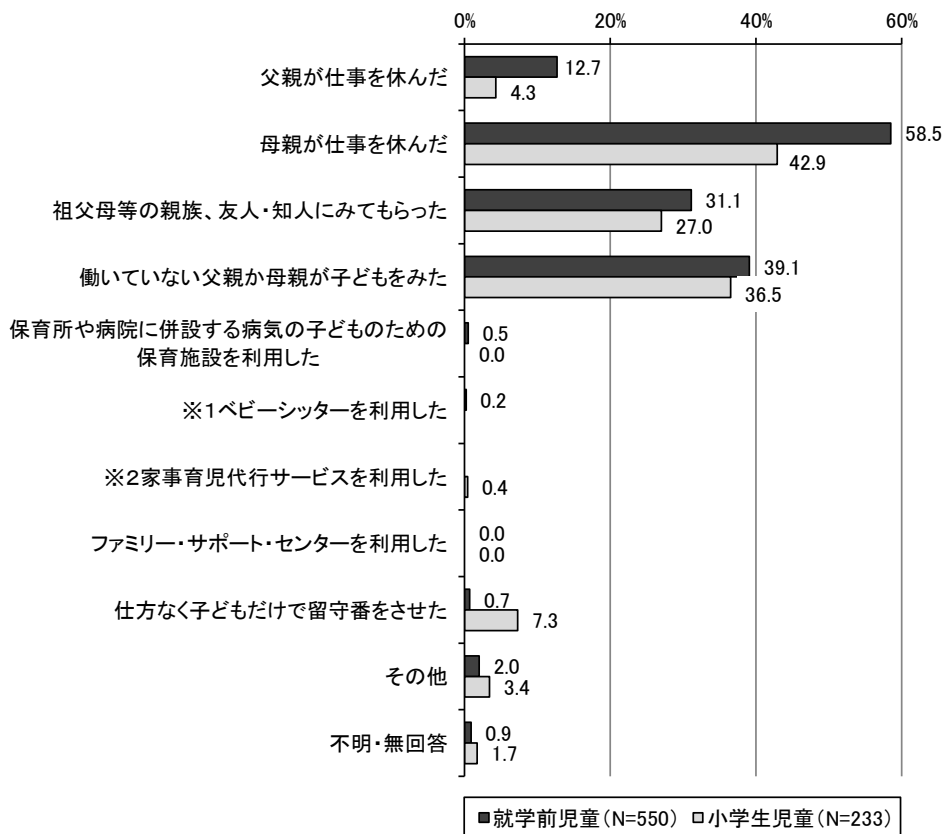
■土曜日と日曜日・祝日の「定期的な」幼稚園・保育所などの利用希望(一時的な利用は除く)



資料:平成26年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 5-(1) (P38)

子どもが病気やけがで幼稚園や保育所などを利用できなかつたり、学校を休まなければならなかった場合の対処方法についてアンケートの結果をみると、「母親が仕事を休んだ」が就学前児童で58.5%、小学生児童で42.9%と最も高くなっています。

■子どもの病気やけがにより普段利用している幼稚園や保育所などを利用できなかった(小学生は学校を休まなければならなかった)場合の対処方法

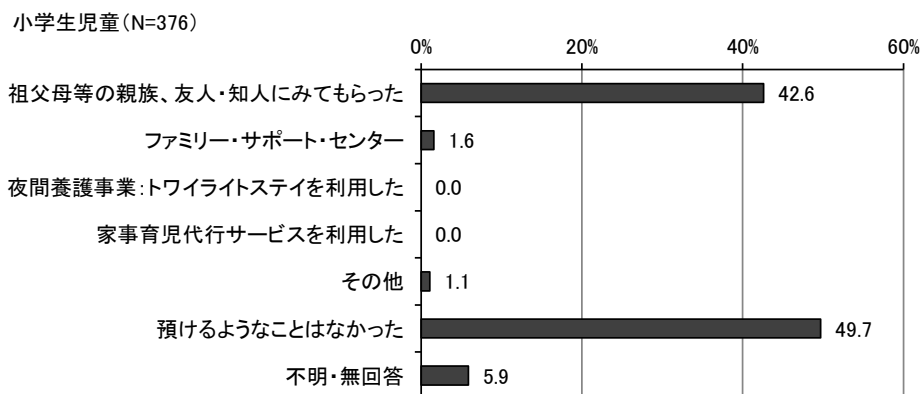


※「※1ベビーシッターを利用した」は就学前児童、「※2家事育児代行サービスを利用した」は小学生児童のみの項目

資料:平成26年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 3-(1)-1 (P32)

私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事などを理由として、子どもを家族以外の誰かに一時的に預けた経験の有無についてアンケートの結果をみると、「預けるようなことはなかった」が49.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族、友人・知人にみてもらった」が42.6%となっています。

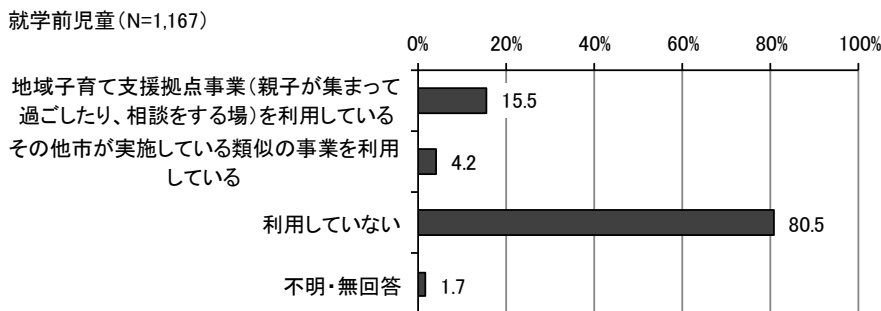
■私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事などを理由として、子どもを家族以外の誰かに一時的に預けた経験の有無



資料:平成26年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 14-(1) (P77)

地域子育て支援拠点事業の利用状況についてアンケートの結果をみると、「地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)を利用している」が15.5%、「その他市が実施している類似の事業を利用している」が4.2%となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況



資料:平成26年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 9-(1) (P58)

②その他サービスの状況

保護者の疾病、出産、親族の介護、仕事の出張等、家庭における養育が一定期間又は夜間にわたり困難な場合には、児童養護施設等において子どもを預かっています。平成 25 年度現在、ショートステイ事業は 6 か所、トワイライトステイ事業は 2 か所の施設に委託しています。ショートステイ事業については、平成 25 年度には 1 人が利用しています。トワイライトステイ事業については、過去 5 年間での実績はありません。

■ショートステイ・トワイライトステイの利用状況

ショートステイ	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数(か所)	4	4	4	6	6
定員数(人)	14	14	14	16	16
利用者数(実人数)	2	5	2	3	1
利用者数(延人数)	16	27	14	3	4
トワイライトステイ	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2
定員数(人)	8	8	8	8	8
利用者数(実人数)	0	0	0	0	0
利用者数(延人数)	0	0	0	0	0

資料:子育て支援課

【ショートステイ事業(短期入所生活援助)】

保護者等の病気や出産、家族の介護等により、一時的に家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設で、短期間(7日間程度)児童を預かります。

【トワイライトステイ事業(夜間養護事業)】

保護者の就労等により、平日の夜間や休日に家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設で、一時的に児童を預かります。

③認可外保育施設の状況

市内の認可外保育施設は、平成 25 年度現在、3 か所となっています。

■認可外保育施設の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数(か所)	3	3	3	3	3

※大阪府へ児童福祉法第 59 条の2に基づく届出のあった認可外保育施設数

資料:保育幼稚園課

④放課後児童会の状況

放課後児童会は、平成25年度現在、市内9か所で実施しており、利用児童数は平成22年度以降増減しています。

■放課後児童会の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
設置数(か所)	9	9	9	9	9
実施施設	市立小学校	市立小学校	市立小学校	市立小学校	市立小学校
定員数(人)	440	450	450	450	450
利用児童数(人)	391	397	411	388	399
1年生	164	185	180	154	184
2年生	130	137	148	128	124
3年生	93	73	82	101	84
4年生	1	0	1	3	4
5年生	1	1	0	2	2
6年生	2	1	0	0	1

※年度末時点の登録者数

資料:生涯学習課

⑤ファミリー・サポート・センター事業の状況

本市では、子育ての手助けを受けたい人（依頼会員）と子育ての手助けを行いたい人（援助会員）が会員となって、子育ての援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。平成25年度の会員数は238人、利用件数は710件となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の会員数と利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員(人)	145	142	145	133	139
援助会員(人)	69	75	75	76	76
両方会員(人)	19	22	24	23	23
会員数(人)	233	239	244	232	238
利用件数(件)	832	1,097	864	649	710

※会員数は、各年度3月末現在
※利用件数は、各年度延件数

資料:子育て支援課

(2) 学校・幼稚園の状況とニーズの動向

①幼稚園の状況

市内の公立幼稚園は7か所となっています。入園児童数は、年々減少していましたが、平成25年度は419人と増加しています。

■幼稚園の入園児童数の推移

単位:人

	認可 定員数	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
藤井寺幼稚園	210	145	130	122	104	94
藤井寺南幼稚園	140	48	49	52	41	53
藤井寺西幼稚園	70	45	44	37	28	31
藤井寺北幼稚園	140	76	68	62	81	79
道明寺幼稚園	140	102	78	59	58	71
道明寺東幼稚園	70	35	46	43	50	50
道明寺南幼稚園	70	38	41	38	29	41
合計	840	489	456	413	391	419

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

②小学校・中学校の状況とニーズ

市内にある公立の学校は、小学校が7か所、中学校が3か所となっています。小学校の児童数は年々減少しており、平成25年度は3,414人となっています。中学校の生徒数は、毎年1,800人前後で推移しています。

■小学校・中学校の児童数・生徒数の推移

単位:人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	1年生	561	589	561	549	491
	2年生	633	558	591	564	557
	3年生	656	630	554	598	564
	4年生	648	657	625	554	606
	5年生	674	653	662	634	559
	6年生	677	668	654	662	637
	小計	3,849	3,755	3,647	3,561	3,414
中学校	1年生	604	604	598	602	592
	2年生	584	605	607	601	599
	3年生	606	586	610	610	602
	小計	1,794	1,795	1,815	1,813	1,793
合計	5,643	5,550	5,462	5,374	5,207	

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

(3) 保健・医療サービスの状況とニーズの動向

①母子保健サービスの状況

母子保健サービスとして、妊婦から乳幼児までを対象としたさまざまなサービスを提供しています。妊婦に対しては、妊娠届出者に対して「母子健康手帳」を発行し、併せて母子保健サービスの案内を行っています。

妊娠・出産・子育てに関する知識を習得することを目的として、妊婦とその家族を対象とした「マタニティ教室」を開催しています。平成25年度は土曜日のコースを年4回実施しており、参加人数は119人となっています。

また、出産や子育てに関する不安の解消に向けて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による「健康相談（保健指導）」や「訪問指導」を実施し、個々の状況に応じた相談、支援を行っています。さらに、1歳児から4歳児までの経過の見守りが必要な幼児とその保護者を対象に「親子教室（カンガルー教室）」を実施しており、平成25年度の参加延べ数は1,013人となっています。

■妊婦等に対する事業の実施状況

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
妊婦健康診査	受診者数(人回)	6,501	6,545	6,393	6,670	6,450
マタニティ教室	3回1コース(回)	3	3	3	3	0
	土曜日コース(回)	4	3	3	5	4
	参加人数(人)	162	130	117	140	119

※マタニティ教室については平成21年度のみ4回中1回、日曜日開催

資料：健康課

■健康相談の実施状況

単位：(延べ)人

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
健康相談 (保健指導)	面接・電話	3,427	4,340	3,698	3,856	3,217
	訪問	192	185	319	365	364
訪問指導	妊産婦	123	172	150	293	253
	新生児	66	56	55	68	52

※健康相談の訪問は妊産婦、新生児は除く

資料：健康課

■親子教室(カンガルー教室)の実施状況

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
実施延べ回数(回)		64	64	64	64	64
参加者延べ数(人)		1,328	1,212	1,156	1,215	1,013

資料：子育て支援課

子どもの成長や発達確認を行うため、乳児一般・乳児後期・4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳6か月児の健康診査を実施しています。また、経過観察健康診査として身体的な成長・発達等をみる健診（すくすく健診）、心理的な成長・発達をみる健診（ふれあい相談）の実施も行っています。4か月児・1歳6か月児の健康診査の受診率は95%以上と高くなっていますが、2歳6か月児歯科、3歳6か月児の健康診査受診率は約90%にとどまっています。これら以外にも、こどもくらぶ・赤ちゃんルーム等、乳幼児の教室を実施しています。こんにちは赤ちゃん事業では、育児相談及び子育て支援の情報提供を行っています。また、幼児クッキング・親子クッキングでは、調理体験を通して食への関心を高めることにより、食育の推進を行っています。

■乳幼児健康診査の受診状況

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
乳児一般	対象者数(人)	524	582	527	553	507
	受診者数(人)	457	508	476	483	441
	受診率	87.2%	87.3%	90.3%	87.3%	87.0%
乳児後期	対象者数(人)	566	568	574	530	552
	受診者数(人)	501	480	492	466	477
	受診率	88.5%	84.5%	85.7%	87.9%	86.4%
4か月児	対象者数(人)	563	575	539	562	487
	受診者数(人)	547	569	531	552	481
	受診率	97.2%	99.0%	98.5%	98.2%	98.8%
1歳6か月児	対象者数(人)	597	563	575	548	552
	受診者数(人)	575	535	559	537	527
	受診率	96.3%	95.0%	97.2%	98.0%	95.5%
2歳6か月児 歯科	対象者数(人)	535	597	572	582	544
	受診者数(人)	451	550	501	519	490
	受診率	84.3%	92.1%	87.6%	89.2%	90.1%
3歳6か月児	対象者数(人)	556	547	603	564	587
	受診者数(人)	480	499	557	518	533
	受診率	86.3%	91.2%	92.4%	91.8%	90.8%
経過観察(身体) (すくすく健診)	受診者数(人)	111	101	135	164	162
経過観察(心理) (ふれあい相談)	受診者数(人)	143	184	181	192	203

資料:健康課

■その他母子保健サービスの実施状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
赤ちゃん クッキング	実施回数(回)	6	6	6	6	6
	参加数(人)	124	153	109	125	149
幼児クッキング	実施回数(回)	4	4	4	4	4
	参加数(人)	88	100	86	94	107
親子クッキング	実施回数(回)	3	3	4	4	5
	参加数(人)	74	74	99	96	120
こどもくらぶ	実施回数(回)	36	36	36	36	36
	参加数(人)	852	745	674	708	616
なかよし 赤ちゃんルーム	実施回数(回)	6	6	6	6	6
	参加数(人)	175	219	157	155	198
赤ちゃん フリールーム	実施回数(回)	6	6	6	6	
	参加数(人)	217	217	157	143	
フレッシュママ ルーム	実施回数(回)	3	3	3	3	
	参加数(人)	34	36	32	40	
4か月児健診時 教育	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	参加数(人)	547	570	529	552	482
2歳6か月児歯科 健診時教育	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	参加数(人)	451	550	501	519	490
地域乳幼児相談	実施回数(回)	12	12	12	—	—
	参加数(人)	47	85	48	—	—
こんにちは 赤ちゃん事業	対象家庭数(戸)	531	571	521	542	501
	訪問家庭数(戸)	491	531	486	535	475

※地域乳幼児相談については、平成 24 年度から地域子育て拠点事業で対応

資料:健康課

※平成 25 年度より「なかよし赤ちゃんルーム」と「赤ちゃんフリールーム」を統合し、赤ちゃんルームと名称変更

②障害児の状況

平成 25 年度現在、18 歳未満の児童のうち、身体障害者手帳の所持者は 48 人、療育手帳の所持者は 135 人となっています。

■障害者手帳の所持状況(18 歳未満)

単位:人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
身体障害者手帳	32	37	42	43	48
療育手帳	115	127	127	138	135

資料:福祉総務課

③医療サービスの状況とニーズの動向

市内には病院が3か所、内科診療所は74か所、歯科診療所は43か所、合計120か所の医療施設があります。

救急医療体制については、藤井寺市医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、休日急病診療所において初期救急医療を提供しています。2次救急には、南河内9市町村及び関係医療機関との連携により対応しており、小児救急医療としては、松原市、羽曳野市及び三市の医師会、薬剤師会等との協力のもと、準夜帯について、羽曳野市の休日急病診療所において対応しています。

■市内医療施設の状況

単位:か所

病院及び診療所数	病院・診療所での診療科目数										
	内科	外科	整形外科	小児科	耳鼻科	眼科	産婦人科	皮膚科	リハビリテーション科	その他	歯科
120	45	15	11	17	7	8	2	6	19	90	45

資料:健康課

■救急医療体制の状況

救急医療	実施内容
休日急病診療所	日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12/30~1/3) 10:00~16:00 内科・小児科・歯科
小児夜間急病診療(羽曳野市立休日急病診療所・保健センター2階)	土曜、日曜、祝日、年末年始(12/30~1/3) 受付 17:30~21:30 診療 18:00~22:00 小児科

資料:健康課

(4) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

①相談事業の状況

子どもや子育て全般に関する相談に対応するため、家庭児童相談室を開設しています。平成25年度には実数で167件の相談が寄せられており、相談内容では、児童虐待相談や性格行動相談が多く、それぞれ66件、73件となっています。

■家庭児童相談室の相談状況

単位：(実数)件

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
養護相談	児童虐待相談	103	83	97	62	66
	その他の相談	23	11	17	7	15
保健相談		0	0	1	0	1
障害相談	肢体不自由相談	2	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0
	言語発達障害相談	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	1	0	1
	知的障害相談	9	8	5	4	3
	自閉症等相談	4	1	2	3	4
非行相談	ぐ犯行為等相談	0	1	0	0	0
	触法行為等相談	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	101	99	95	94	73
	不登校相談	2	5	4	1	1
	適正相談	0	0	0	0	1
	育児・しつけ相談	1	1	2	1	2
その他の相談		0	0	0	0	0
合計		245	209	224	172	167

資料：子育て支援課

教育相談では、児童・生徒、その保護者を対象に、学校生活や家庭生活等における問題や教育に関する相談を電話・面接で行っています。不登校や心配ごとをはじめとして、相談内容は多岐にわたっています。

■教育相談の相談状況

単位:(延べ)件

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電話		132	178	113	118	123
面接		14	8	34	38	34
相談内容	性格	13	9	14	29	31
	転校	6	0	0	4	6
	非行	26	15	1	13	9
	不登校	28	38	30	39	21
	進路	14	21	33	19	21
	心配ごと	14	102	0	0	0
	就学援助	6	0	8	4	1
	教師不信	14	0	14	8	23
	学校不信	8	0	9	20	20
	適正就学	2	0	0	2	0
	いじめ	10	1	30	16	21
	その他、主訴	5	0	8	2	4
合計		146	186	147	156	157

資料:学校教育課

身近な地域の相談員として、平成25年度現在、民生委員・児童委員79人、主任児童委員7人が活動しており、市民のさまざまな相談に応じるなどの支援を行っています。

■民生委員・児童委員数、主任児童委員数の推移

単位:人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
民生委員・児童委員	79	78	78	77	79
主任児童委員	4	7	7	7	7
合計	83	85	85	84	86

資料:福祉総務課

②公共施設における子育て関連事業の状況とニーズ

生涯学習センターでは、子育て家庭を支援するため、「はぐくみ学級(家庭教育学級)」や「幼児親子教室」を開催しています。また、親同士が気軽に集い、息抜きできる場として、「親子ふれあい広場」や、ボランティアによる「子育てママのおしゃべりサロン」を実施しています。

■生涯学習センターにおける子育て関連事業の実施状況

事業名	事業内容
はぐくみ学級 (家庭教育学級)	子育て中の保護者が、講義、話しあい、参加・体験型学習、社会見学等を通して、子育てのあり方を学習する。
幼児親子教室	2歳前後の幼児と保護者を対象に、全身を使った運動やゲーム等を実施するなど、親子や親同士の交流の機会を提供する。
子育てママの おしゃべりサロン	1歳前後の子どもをもつ保護者が集まり、親同士の交流を図るとともに、ボランティアによる子育て相談、託児を行う。
親子ふれあい 広場	3歳以上の幼児と保護者を対象に、遊びを通じて子育ての楽しさや喜びを実感してもらうとともに、保護者同士の新しい出会いの場を提供する。

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
はぐくみ学級 (家庭教育学級)	実施回数(回)	8	8	8	8	8
	延参加人数(人)	215	366	220	185	154
幼児親子教室	実施回数(回)	10	10	5	5	5
	延参加人数(人)	594	517	519	416	508
子育てママの おしゃべりサロン	実施回数(回)	11	11	9	14	12
	延参加人数(人)	340	495	161	336	153
親子ふれあい 広場*	実施回数(回)	-	-	-	-	2
	延参加人数(人)	-	-	-	-	36

※親子ふれあい広場は平成25年度より実施

資料:生涯学習課

図書館では、平成 26 年 3 月 31 日現在、48,797 冊の児童図書を蔵書しています。その他、視聴覚資料として、紙芝居やCD等の充実も図っています。また、ボランティアの協力を得て、親子を対象とした「紙芝居と絵本の読み聞かせ」や「えほんとおはなしのへや」をはじめとする各種事業を実施しています。さらに、幼児や児童への読書活動を推進するため、一般市民を対象とした「ストーリーテリング入門講座」や親子を対象とした「絵本の講座」も実施しています。

■図書館の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童図書蔵書数(冊)	45,235	46,864	46,620	47,807	48,797
児童図書貸出数(冊)	91,279	101,613	96,160	89,274	81,049
視聴覚資料蔵書数(紙芝居)(巻)	1,445	1,471	1,487	1,494	1,539
視聴覚資料蔵書数(CD)(巻)	2,944	2,999	3,049	3,102	3,155

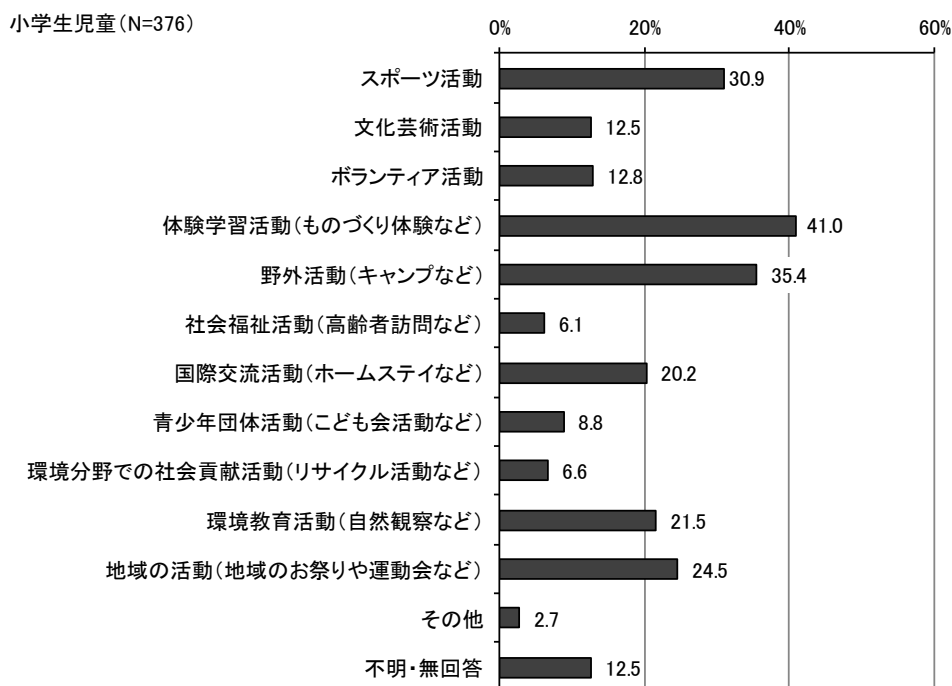
資料:図書館

事業名	対象等	実施場所		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
紙芝居と絵本の 読み聞かせ	一般 市民	図書館 視聴覚室	実施回数(回)	44	36	44	49	48
			延参加人数(人)	597	539	478	471	397
えほんとおはなしのへや	一般 市民	図書館 視聴覚室	実施回数(回)	24	17	24	23	22
			延参加人数(人)	410	279	343	306	339
ストーリーテリング 入門講座	一般 市民	図書館 視聴覚室	実施回数(回)	4	0	4	0	4
			延参加人数(人)	15	0	27	0	43
絵本の講座	親子	図書館 視聴覚室	実施回数(回)	4	4	4	4	4
			参加人数(組)	34	34	37	21	21

資料:図書館

参加したことはないが、今後参加させたいと思っている地域での自然体験、社会参加、文化活動についてアンケート調査の結果をみると、「体験学習活動（ものづくり体験など）」が41.0%と最も高く、次いで「野外活動（キャンプなど）」が35.4%、「スポーツ活動」が30.9%となっています。

■参加したことはないが、今後参加させたいと思っている地域での自然体験、社会参加、文化活動



資料:平成 26 年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 16-(3) (P81)

③公園の整備状況

公園については、平成 25 年度現在、緑地等を併せて 93 か所あります。

■公園の整備状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
街区公園	園数(か所)	22	23	23	23	23
	面積(m ²)	23,383	23,813	23,813	23,813	23,813
都市緑地	園数(か所)	3	3	3	3	3
	面積(m ²)	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
ポケット パーク	園数(か所)	13	13	13	13	13
	面積(m ²)	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
児童遊園	園数(か所)	43	43	43	43	43
	面積(m ²)	19,470	19,470	19,470	19,470	19,470
その他公園	園数(か所)	2	2	2	2	2
	面積(m ²)	36,399	36,399	36,399	36,399	36,399
その他緑地	園数(か所)	9	9	9	9	9
	面積(m ²)	33,041	33,041	33,041	33,041	33,041
総数	園数(か所)	92	93	93	93	93
	面積(m ²)	114,661	115,091	115,091	115,091	115,091

資料:農とみどり保全課(各年3月末現在)

④地域組織活動の状況

平成 25 年度現在、市内の子ども会は 13 団体、会員数 367 人、少年少女スポーツ団体は 6 団体、会員数 703 人となっています。

■子ども会の団体数と会員数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
団体数(団体)	18	17	15	14	13
会員数(人)	637	453	424	402	367

※市子ども会育成連絡協議会に加盟している団体数及び会員数

資料:生涯学習課

■少年少女スポーツ団体数と会員数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
団体数(団体)	6	6	6	6	6
会員数(人)	800	769	770	750	703

資料:スポーツ振興課

⑤経済的支援の状況

経済的支援については、子どものいる家庭に支給する手当として「児童手当」、母子家庭等に支給する手当として「児童扶養手当」、障害のある児童をもつ家庭に支給する手当として「特別児童扶養手当」があります。各手当受給者の状況は、次のとおりです。

■児童手当等受給者数等の推移

◎(旧制度)児童手当支給対象児童数

	平成 21 年度
0歳～3歳未満	1,463
0歳～3歳未満のうち 特例給付	31
3歳以上～小学校終了前 特例給付	5,128

◎子ども手当支給対象児童数

	平成 22 年度	平成 23 年度
0歳～3歳未満	1,637	1,503
3歳以上～小学校終了前	5,648	5,508
中学校終了前	1,885	1,862

◎(新制度)児童手当支給対象児童数

	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳～3歳未満	1,462	1,366
3歳以上～小学校終了前	5,160	5,134
中学校終了前	1,770	1,763
0歳～3歳未満 特例給付	48	57
3歳以上～小学校終了前 特例給付	326	292
中学校終了前 特例給付	151	158

資料：子育て支援課

◎児童扶養手当受給者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	748	786	809	786	781

※平成 22 年8月から、父子家庭も対象

資料：子育て支援課

◎特別児童扶養手当受給者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	111	122	128	137	148

資料:子育て支援課

⑥住宅の整備状況

一般世帯における住宅の状況をみると、持ち家率は 66.2%となっており、借家のうち公営・公団・公社は 4.0%、民営は 27.5%となっています。

■一般世帯における住宅の状況

	世帯数	割合
一般世帯数	26,740	-
住宅に住む一般世帯	26,678	99.8%
(主世帯)	持ち家	17,697
	公営・公団・公社の借家	1,082
	民営借家	7,353
	給与住宅	229
間借り	317	1.2%
住宅以外に住む一般世帯	62	0.2%

資料:国勢調査(平成 22 年)

⑦安全対策の状況

現在、安全対策の一環として、保育所・幼稚園、小学校、中学校において交通安全教室を実施しています。

また、子どもの安全確保を図るため、地域住民の協力を得て、子どもが危険な状況に遭遇した場合に駆け込める場所として「子ども 110 番の家」を実施しており、平成 25 年度現在、登録数は 448 件となっています。

■犯罪・交通事故の発生状況 羽曳野署管内（ ）書きは藤井寺市域

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
刑法犯発生数(件)	3,245(1,253)	3,161(1,246)	2,954(1,216)	3,041(1,216)	2,961(1,103)
凶悪犯	11(2)	11(2)	13(7)	11(3)	23(7)
窃盗犯	2,660(998)	2,568(1,011)	2,375(968)	2,408(962)	2,241(831)
粗暴犯	97(50)	106(51)	86(46)	111(59)	120(48)
その他	477(203)	476(182)	480(195)	511(192)	577(217)
人身交通事故数(件)	993	993	970	965	954
死傷者数(人)	1,193	1,114	1,144	1,119	1,109

資料:羽曳野警察署

■交通安全教室の実施状況(羽曳野署管内)

単位:回

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所・幼稚園	32	52	32	34	39
小学校	40	68	52	36	36
中学校	10	10	5	5	4

資料:羽曳野警察署

■「子ども 110 番の家」の登録状況

単位:件

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録数	448	448	448	448	448

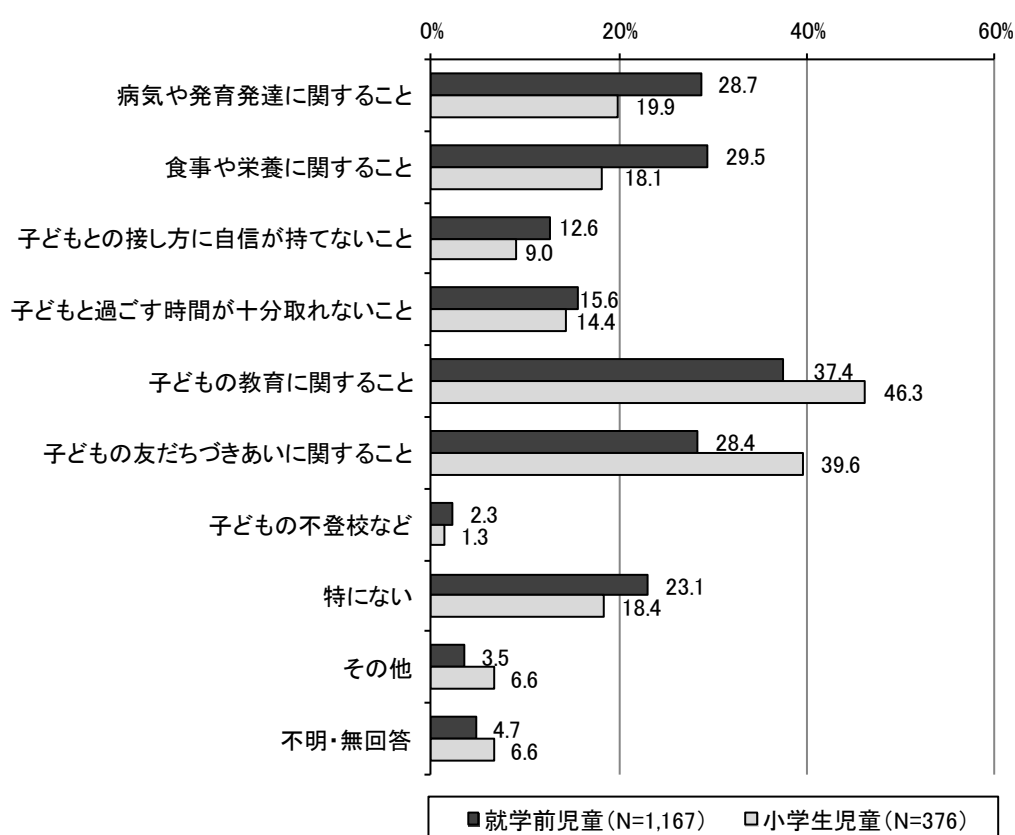
資料:生涯学習課

5. 保護者の子ども・子育てに関する意識

①子育ての不安と悩み（子どもに関すること）

『子どもに関すること』で子育てに関して、日常悩んでいることや気になることについてみると、「子どもの教育に関すること」が就学前児童で 37.4%、小学生児童で 46.3%と最も高く、次いで、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が 29.5%、小学生児童では「子どもの友だちづきあいに関すること」が 39.6%となっています。

■子育てに関して、日常悩んでいることや気になること(子どもに関すること)

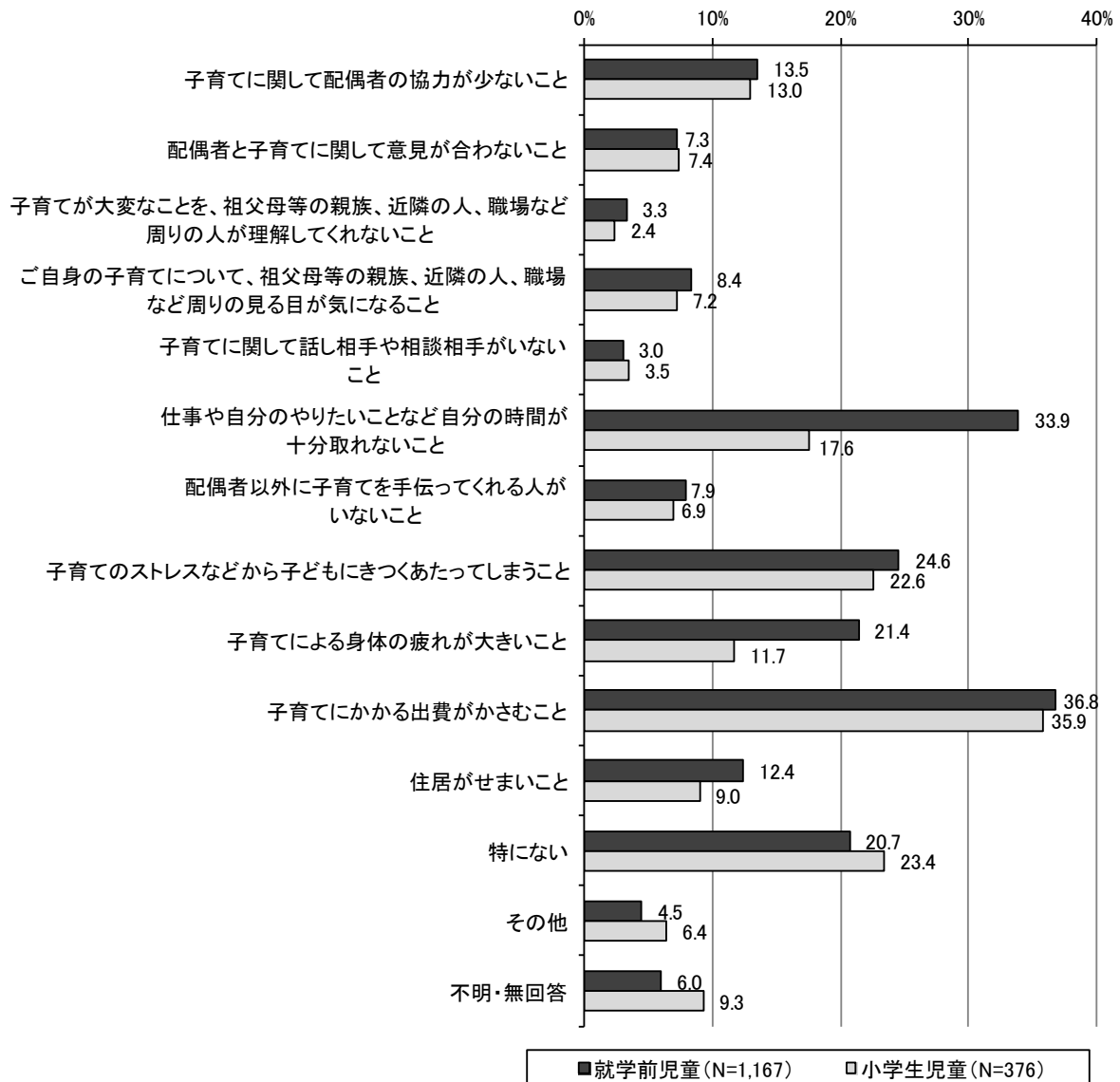


資料:平成 26 年 3 月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 11-(1) (P63)

②子育ての不安と悩み（ご自身に関すること）

『ご自身に関すること』で子育てに関して、日常悩んでいることや気になることについてみると、「子育てにかかる出費がかさむこと」が就学前児童で 36.8%、小学生児童で 35.9%と最も高く、次いで、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が 33.9%、小学生児童では「特にない」が 23.4%となっています。

■子育てに関して、日常悩んでいることや気になること（ご自身に関すること）



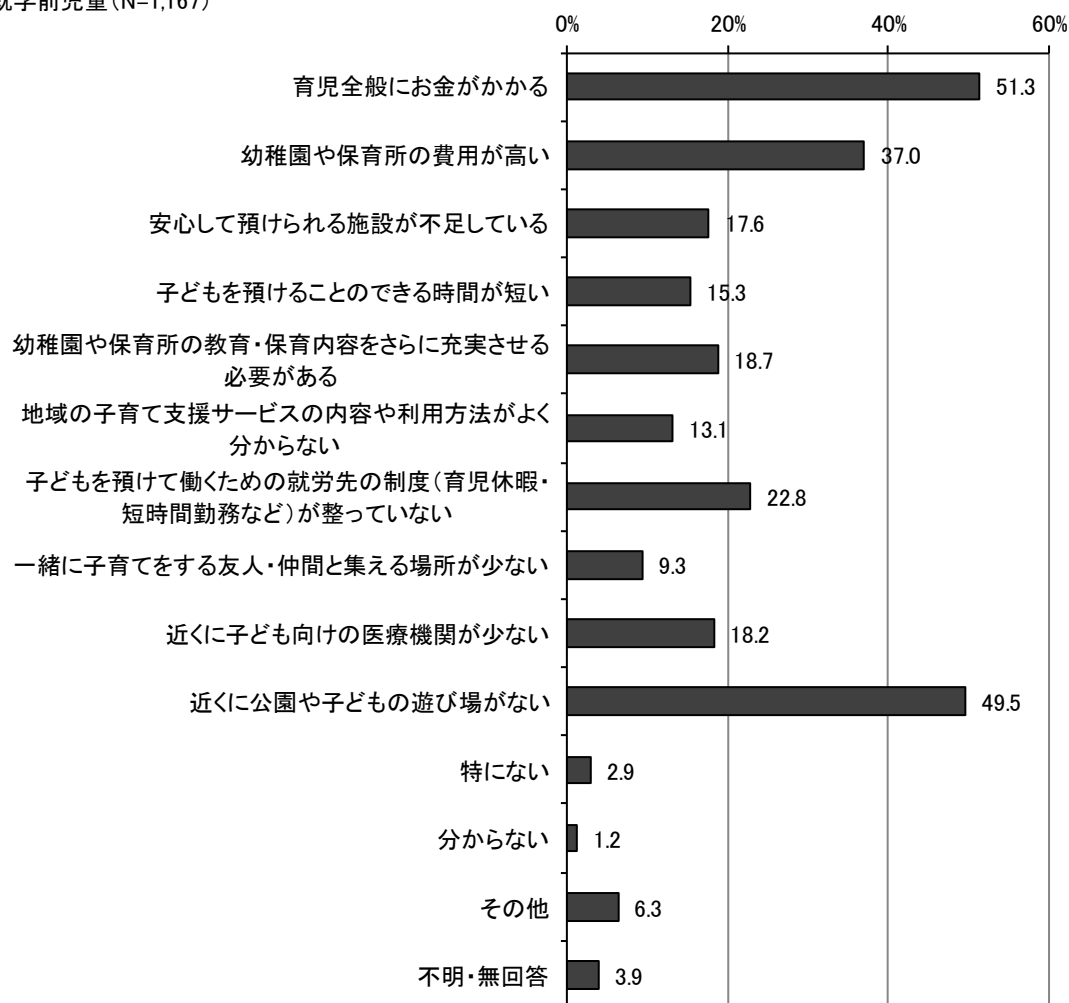
資料：平成 26 年 3 月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 11-(1) (P64)

③子育てにおける問題点や課題

子育てにおける問題点や課題についてみると、「育児全般にお金がかかる」が 51.3%と最も高く、次いで「近くに公園や子どもの遊び場がない」が 49.5%、「幼稚園や保育所の費用が高い」が 37.0%となっています。

■子育てにおける問題点や課題

就学前児童(N=1,167)

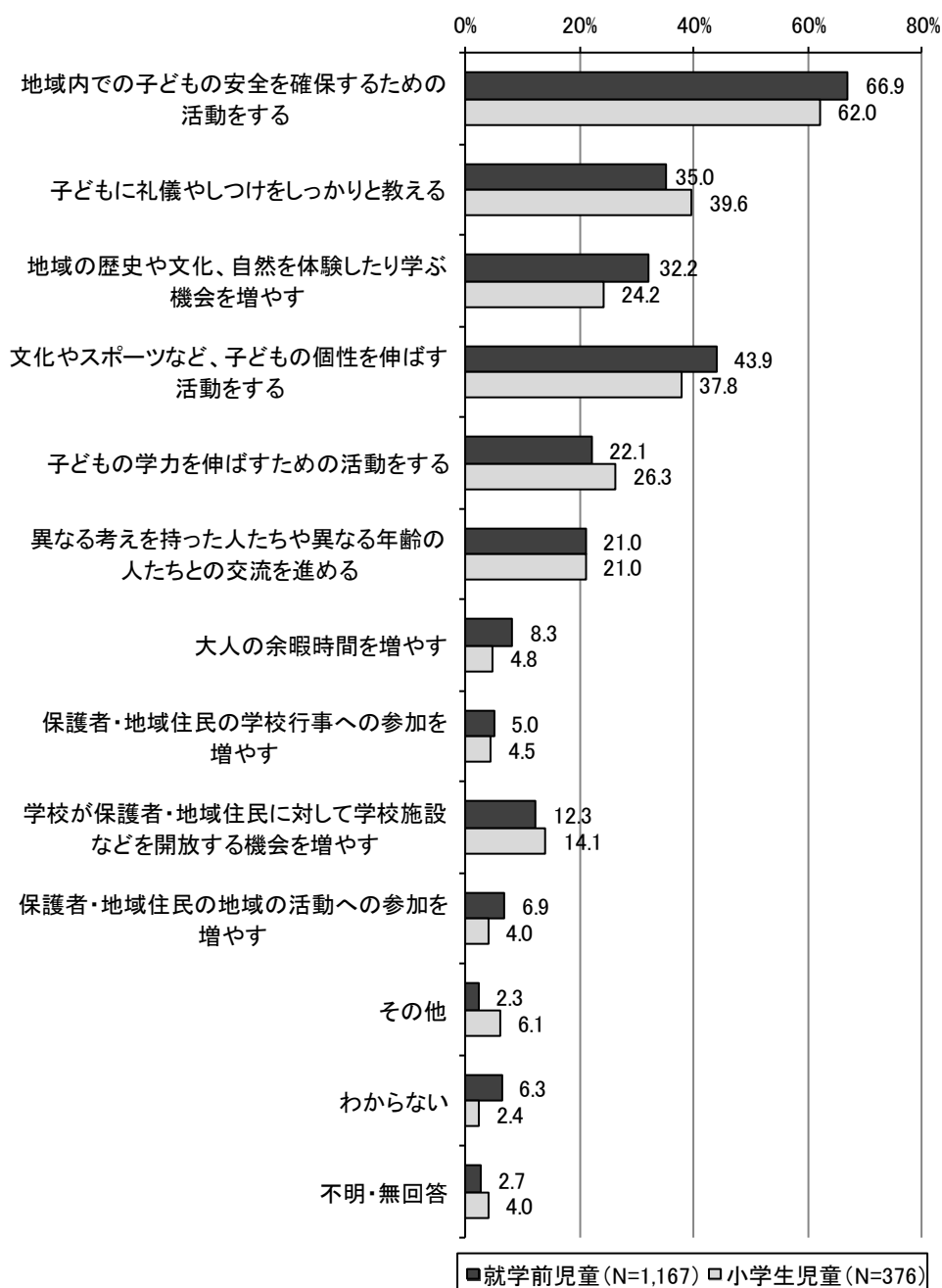


資料：平成 26 年 3 月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 11-(2) (P65)

④地域で力を入れるべきこと

地域で子どもが健やかに育まれるようにするために、地域はどのようなことに力を入れるべきかについてみると、「地域内での子どもの安全を確保するための活動をする」が就学前児童で66.9%、小学生児童で62.0%と最も高く、次いで、就学前児童では「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす活動をする」が43.9%、小学生児童では「子どもに礼儀やしつけをしっかりと教える」が39.6%となっています。

■地域で子どもが健やかに育まれるようにするために、地域はどのようなことに力を入れるべきか

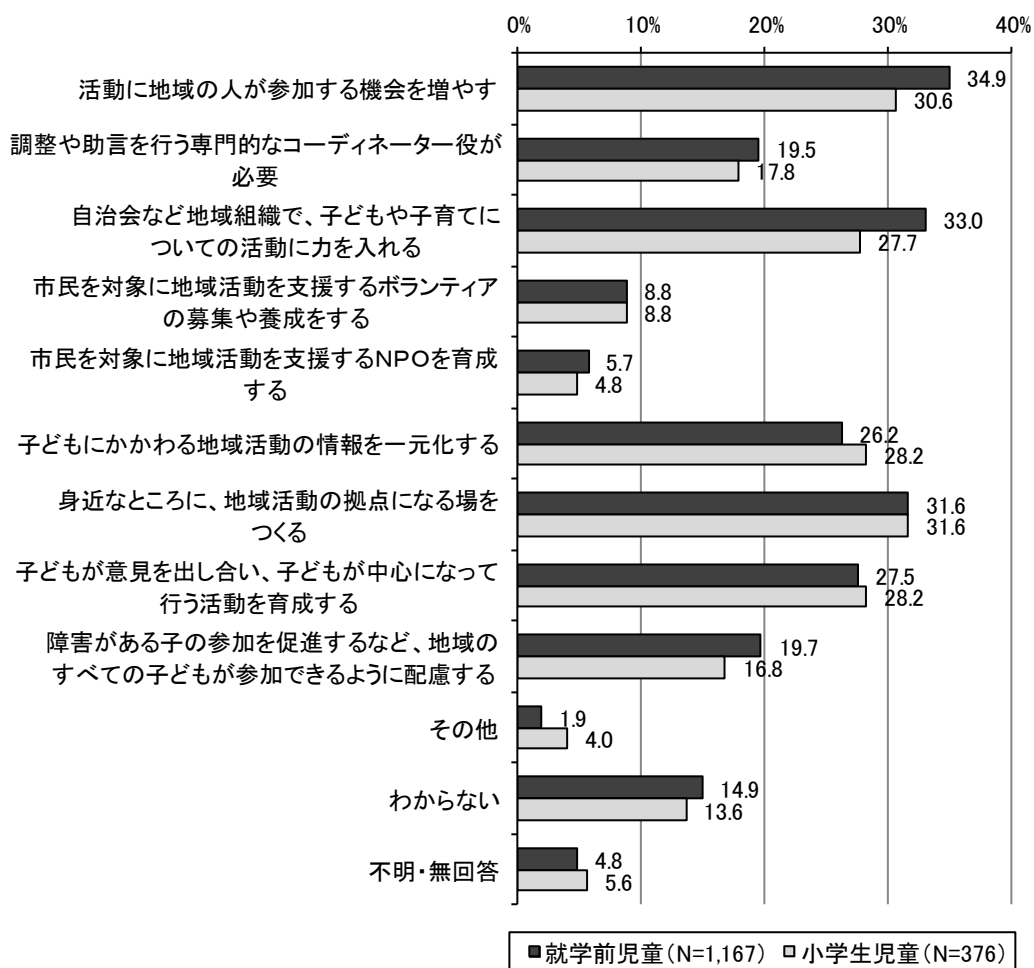


資料：平成26年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 12-(1) (P66)

⑤地域の子どもたちとの交流や活動を活発にするために必要なこと

地域の子どもたちとの交流や活動をさらに活発にするために、どのようなことが必要かについてみると、就学前児童では「活動に地域の人に参加する機会を増やす」が34.9%、小学生児童では「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」が31.6%と最も高く、次いで、就学前児童では「自治会など地域組織で、子どもや子育てについての活動に力を入れる」が33.0%、小学生児童では「活動に地域の人に参加する機会を増やす」が30.6%となっています。

■地域の子どもたちとの交流や活動をさらに活発にするために、どのようなことが必要か

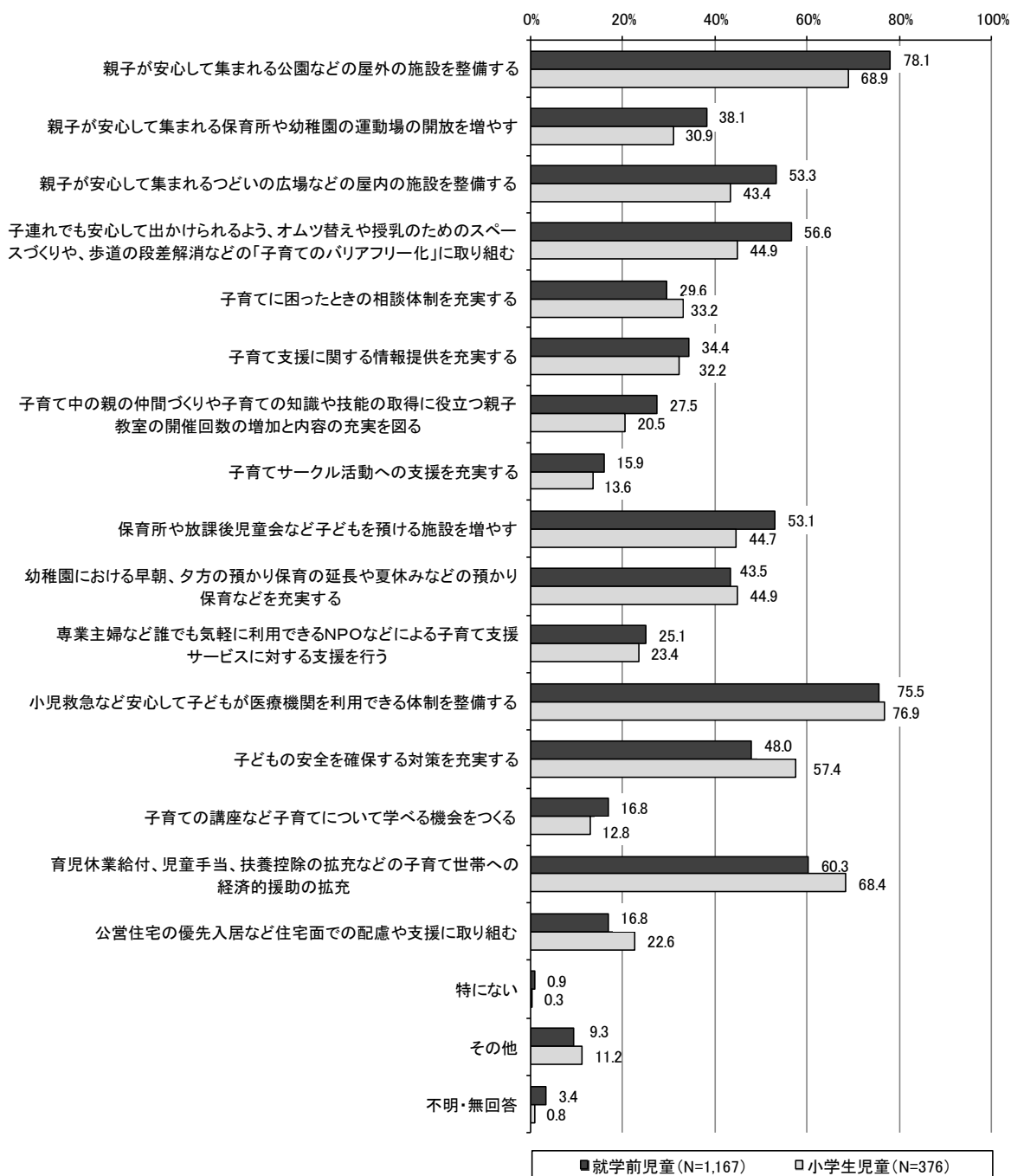


資料:平成 26 年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 12-(2) (P67)

⑥充実してほしい子育て支援サービス

市役所等に対して、充実してほしい子育て支援サービスについてみると、就学前児童では「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が78.1%、小学生児童では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が76.9%と最も高く、次いで、就学前児童では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が75.5%、小学生児童では「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が68.9%となっています。

■市役所等に対して、充実してほしい子育て支援サービス



資料:平成26年3月 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書 10-(2) (P62)

6. 現状と課題まとめ

(1) 就学前教育・保育の充実

核家族化の進行や女性の就業率の上昇等を背景として、本市の保育ニーズはますます高まっています。その中で、本市の認可保育所（園）では定員弾力化を利用してもなお、待機児童が発生しています。これらの保育ニーズに対して、保育所（園）の適正な整備やこども園化、小規模保育や家庭的保育事業の推進等、多様な保育サービスの充実が求められています。

教育ニーズに対しても、幼稚園では少子化等による集団の小規模化が進んでおり、子どもの育ちを保障していくために幼稚園・保育所、地域との連携により、多様な交流活動を充実させていくなど、社会性を育むための多面的な取組みが求められています。

(2) 家庭・地域での子育て力の向上

核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景とし、子どもを育てることに対する不安や悩みをもつ保護者が依然として多くいます。その中で、はぐくみ学級や幼児親子教室、親子ふれあい広場及び子育てママのおしゃべりサロンの開催等、子育て家庭に対する支援活動を行っていますが、継続した参加やそれら学習・交流機会に参加しない子育て家庭も存在しているのが現状です。

また、地域の活動団体等においても、新たな担い手が不足するなどの課題が顕在化しています。今後は、それら学習・交流機会への参加促進に向けた内容面や条件面の充実や工夫、また、情報を入手できていない家庭に対して、積極的なPR、タイムリーな情報発信を進め、子育て家庭の不安・悩みの解消につなげていくことが求められています。

さらに、現在活動されている団体や人だけでなく、地域全体で子どもを育てる機運を高めることや実際に子育て支援を行う人材の確保・育成、活動の場の拡充が求められています。

(3) つながりのある子育て・子育て支援

子どもの発達や成長は著しく、特に乳幼児期（就学前）においては情緒の安定、基本的な生活習慣の確立、集団生活の体験等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そして、土台形成の場を切れ目なく就学後につないでいくことで、子どもの健やかな成長や生きる力が育成されていきます。本市においても、保幼小中連携に向けた取組みや多世代交流等の取組みを実施しています。一方、子どもにとって家庭が一番身近なところであり、保護者には子どもを育てる第一義的責任があります。子どもの育ちにつながりをもたせる上で、さまざまな状況にある子育て家庭に対して切れ目のない支援を行うことが、子育て家庭の不安解消につながります。

それらを踏まえ、子どもの育ちにつながりをもたせるための就学前教育・保育と小学校教育やそれ以降の教育活動との連携を強化するとともに、それに向けた機会・場の拡充が必要です。また、子育て家庭においては、子どものライフステージによって変わる環境やニーズに対して柔軟に対応しながら、各種サービスや支援内容の効果的な情報発信、きめ細やかな相談支援を充実させることが求められています。

(4) 働きながら子育てできる環境づくり

女性の就業率の上昇による共働き家庭やひとり親家庭は増加しており、それら女性の社会進出が一層高まっている中で、女性が安心して働きながら子育てできる環境づくりが求められます。本市の子育て家庭においても、現実の就労形態と希望する就労形態での差が生じており、必ずしも、思い描く就労形態につけていない家庭も少なからず存在していることが考えられます。

働きながら子育てできる家庭づくりに向けては、保育サービスの充実以外にも、家庭での役割分担、企業の環境整備、地域での子育て支援等、多面的にアプローチしていくことが求められ、社会全体としての意識啓発や仕組みづくりが必要です。

(5) 子どもの安全・安心な居場所づくり

子どもが育っていく上で、安全・安心を確保することはとても重要なことです。就学前児童においては、保護者とともに生活することも多く、子育て家庭が安全に移動でき、心地良く暮らしていける環境づくりが求められています。小学生になると母親の就業率も高まり、子どもの居場所として放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の拡充を図るとともに、子ども同士で安全に過ごせる遊び場の確保・整備が求められます。中学生や高校生になると、非行防止やひきこもり対策等の青少年健全育成につなげるためにも、中学生や高校生が健全に楽しめる場づくりも求められます。

また、子どもの安全・安心の確保に向けては、防犯・防災対策として行政からの情報発信や環境整備だけでなく、地域と協力しながら地域住民による見守り活動を進めていくことが重要です。

(6) コンパクトなまちを活かした子育て環境の充実

本市の市域面積は、大阪府内の市で最も小さく、7つ小学校区に一定、均一に保育所と幼稚園が配置されていることから、それら就学前施設や学校との連携が図りやすい環境です。

これら、コンパクトなまちの特長を活かして、既存のさまざまな施設や経験豊かな地域住民の方々の力を最大限に活用し、連携を深めることで、子どもにとっては豊かな育ちを、子育て家庭にとっては子育ての不安や負担の軽減、さらには、楽しく子育てに取り組めるようにつなげていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

藤井寺市では、子ども・子育て支援に対する基本理念を次のように定めます。

子どもを生み育てやすく 子どもがのびのび健やかに育つまち

子どもは、家庭に明るさや喜びを与え、家族のきずなを深める大切な一員であり、そして私たちの暮らすまちをこれから支えていく地域のかげがえのない宝です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもを安心して生み健やかに育てることのできるように、家庭をはじめ、地域、行政等、社会全体で子育ての責任を担うことが重要です。

子どもの成長の基盤となるのは家庭であり、子育ての主体は親であることを前提としながら、家庭において責任と愛情をもって子育てが行えるように、地域全体で子どもや子育てをあたたかく見守り支えることが大切です。

安心とゆとりのある中で喜びや楽しさを実感しながら、責任をもって子育てができ、そして子どもがのびのびと健やかに育っていけるよう、地域全体であたたかく子育てを見守り、応援していきます。

2. 基本視点

子どもの 幸せを第一 にする視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益・考えが最大限に尊重され、社会全体で子どもを愛情深く育むことで、子どもの健やかな成長につなげます。また、子育て・子育て支援に対しては、子ども視点に立った取組みを進めることを基本とします。

家庭の 子育て力 を高める視点

子育てについての第一義的責任がある保護者が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるように支援します。また、子育てを通して、子どもと保護者がともに育っていけるように、家庭での子育て力を高めます。

地域の 支えあい をつくる視点

社会全体で子育てを支援することが大切であり、高齢者や育児経験豊かな主婦等、多様な地域の人々が子育ての喜びや苦労をわかちあい、ともに子どもを見守り、子どもがのびのびと健やかに成長でき、保護者も支えられる子育て環境づくりに努めます。

3. 基本目標

子どもの幸せへ、 子育てが つながる社会を つくります

家庭・就学前施設・学校・地域が連携し、子どもの発達や育ちを連続性・一貫性をもって支えます。また、子どもの多様な体験・交流活動を充実させ、子どもが心身ともにのびのびと健やかに育てる環境・仕組みづくりをめざします。

子どもに愛情深く、 子育てが楽しく なる社会を つくります

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進し、子育てに対する負担や不安の軽減に努めます。また、ひとり親家庭、障害のある子どもの家庭等、配慮や支援が必要な家庭を含むすべての子育て家庭が、安心やゆとり、楽しみをもって愛情深く子育てができるように、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援を充実させます。

子どもを大切に、 子育てと子育て が支えられる 社会をつくります

男女、地域の人々、企業等がそれぞれ子どもの人権を尊重し、子育てや家庭の大切さを認識して、子育てをともに担っていけるように、また、親子が安心して暮らせるように、子育て環境の整備を進め、子育てしやすいまちをつくっていきます。

4. 施策体系

基本目標Ⅰ 子どもの幸せへ、子育てがつながる社会をつくります

1. 子どもが豊かに育つ教育・保育の推進
 - (1) 就学前教育・保育の充実
 - (2) 保幼小連携の強化
 - (3) 生きる力を育む学校教育の推進
2. 次代を担う青少年の育成と社会参加活動の促進
 - (1) 次代の親を育むための支援
 - (2) 青少年が健全に育つ環境づくり
 - (3) キャリア教育の推進
3. 地域における子どもの居場所づくり
 - (1) 体験・交流活動の充実
 - (2) 子どもの遊びや活動の場の整備

基本目標Ⅱ 子どもに愛情深く、子育てが楽しくなる社会をつくります

1. 子育て不安・負担の軽減に向けた支援
 - (1) 地域での子育て支援サービス等の充実
 - (2) 子育てに関する情報提供・相談支援の充実
 - (3) 子育て支援ネットワークづくり
 - (4) 子育て家庭への経済的な支援
2. 子どもと保護者の健康づくりの推進
 - (1) 母子保健サービス等の充実
 - (2) 思春期保健対策の充実
 - (3) 医療体制の充実
3. 配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援
 - (1) 児童虐待防止への取組みの強化
 - (2) ひとり親家庭への支援
 - (3) 障害のある子どもと家庭への支援

基本目標Ⅲ 子どもを大切に、子育てと子育てが支えられる社会をつくります

1. 子どもや子育てに対する理解の促進
 - (1) 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくり
 - (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
2. 子育て・子育てにやさしいまちづくり
 - (1) 防犯・防災対策、交通安全対策の推進
 - (2) 子育てバリアフリーの推進

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの幸せへ、子育てがにつながる社会をつくります

1. 子どもが豊かに育つ教育・保育の推進

(1) 就学前教育・保育の充実

現状と課題

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことが求められており、市内の保育所・幼稚園では、これまでもさまざまな人やものとのふれあい等、遊びを通じた質の高い教育・保育実践が行われ、特色ある園づくりに取り組んでいます。

本市の就学前施設の状況として、認可保育所（園）の定員超過が続き、待機児童も毎年一定数存在している中で、保育需要に対する供給体制の確保が喫緊の課題となっています。また、幼稚園での在園児数が減少傾向にあり、園内での子ども同士のふれあいやかかわり等、多様な交流機会の設定が必要です。

そのため、就学前児童に対する教育・保育についての共通理解が図られるよう、幼稚園と保育所の児童や職員間の交流を図っており、今後ともそれら活動を通して、子どもの多様な交流活動の促進や、保育士や幼稚園教諭の資質の維持・向上及び確保が必要です。

今後の方向性

①就学前の学校教育・保育施設の整備を進めます

- ◆新たな保育所・認定こども園・地域型保育事業等の整備や既存の保育施設の増設、改修等を進め、保育需要に対する供給体制の拡充と保育環境の改善に努めます。
- ◆既存の保育所・幼稚園の意向に応え幼保連携型認定こども園等への円滑な移行をサポートし、教育・保育の一体的な提供を図ります。
- ◆幼稚園・保育所等の就学前施設の情報公開の促進、支援を進め、利用者のニーズに応じた施設利用につなげます。

②就学前施設での多様な交流活動を充実します

- ◆幼稚園と保育所の交流活動を促進させ、多くの子ども同士がふれあえる機会を充実します。

③就学前教育・保育の質の維持・向上に努めます

- ◆幼稚園教諭・保育士の専門性を高める人材育成研修の充実や、実践研究に基づく教育課程や保育の改善に向けた取組みを促進します。
- ◆幼稚園教諭と保育士の合同研修会や交流機会等、子どもの育ちや子育て家庭の状況等について課題を把握し、今後の取組み方針等を共有できる場や機会の拡充に努めます。
- ◆就学前教育・保育にかかる人材の確保・育成・質の向上を図ります。
- ◆幼稚園・保育所等の就学前施設における、定期的な自己点検・評価や第三者評価等の実施を促進します。

(2) 保幼小連携の強化

現状と課題

子どもの発達や学びは連続性をもって進めていくことが求められ、特に小学校入学による生活・学習環境の変化が、子どもや保護者にとって段差を感じることなく、円滑につないでいくように支援することが大切です。ニーズ調査結果では、子育てについての悩みについて、就学前児童と小学生児童ともに「子どもの教育に関すること」が最も高くなっていることから、幼保連携による就学前教育・保育の充実を図り、小学校入学に対する子どもや保護者の不安解消や小1プロブレムを未然に防ぐことが必要です。

本市では、就学前教育・保育から小・中学校教育への円滑な移行ができるよう、保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会や保育所・幼稚園・小学校連絡協議会を開催し、就学前から義務教育までの教育・保育内容の共有を図っています。また、小学校入学前に保護者対象の入学説明会や幼稚園・保育所の児童対象の体験入学、給食交流会等を実施しています。保育所と小学校との交流機会が少ないことから、今後はそれら機会の一層の充実が必要です。

今後の方向性

①保育士・教職員同士の情報交換、地域も含めた連携強化に努めます

- ◆保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会や保育所・幼稚園・小学校連絡協議会を通して、保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれの教育・保育実践の課題の共有や今後のあり方の検討等を行い、保・幼・小・中の連携強化や保育士・教職員の資質の維持・向上につなげるとともに、家庭、学校、地域が一層連携することで、子どもの安全・安心につながります。
- ◆子どもの小・中学校入学前後には、保育士・教職員同士がそれら子どもたちの心身の状態についての情報共有を図り、支援が必要な子どもの状況把握及び適切な対応や、子どもがこれまで経験してきたことを活かしていきける生活・学習環境づくりに努めます。

②子ども同士の豊かなふれあい機会を充実します

- ◆保幼小が連携し、自身の園や学校以外の子どもとふれあうことができる機会づくりに努め、子どもの世代間交流や地域の多様な人々との交流機会の拡充やそれら交流を積み重ねることで、他者を思いやる心の育成や人権感覚を養う機会づくりにつながります。

③子どもが就学をイメージできる機会を充実します

- ◆小学校体験入学や給食交流を通して、子どもが就学へのイメージをもて、意識を高められるようにします。
- ◆保護者対象の入学説明会を実施し、子どもの就学に対する保護者の不安解消につながります。

(3) 生きる力を育む学校教育の推進

現状と課題

学校教育は、豊かな心や知識を育み、自立して生きていくための基盤を築く場となります。また、学校・家庭・地域が協働しながら子どもの豊かな育ちを支援していくことが求められます。ニーズ調査結果でも、子育てに関する悩みについて、就学前児童と小学生児童ともに「子どもの教育に関すること」が最も高くなっており、子どもをもつ保護者にとって、子どもが豊かな教育を受けられることは最も強く願うことの一つです。

一方、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることが求められています。

本市では、新学習指導要領に基づき、生きる力を育成するため、教科指導方法の工夫、改善、授業力向上に取り組んでいます。また、夢や志を育む取組みや郷土を誇りに思う心を育む取組み、道徳教育、コミュニケーション力の育成に取り組んでいます。

また、子どもの相談支援体制の充実として、子育て支援課内に児童相談員を配置し、学校以外でもいつでも相談できる体制づくりを行っています。今後は、子どもの相談内容の多様化や複雑化に対応するため、相談員のさらなるスキルアップが必要です。

今後の方向性

①生きる力の育成に向けた教育内容の充実や多様な体験活動を進めます

- ◆新学習指導要領に基づき、教育課程の実践や工夫改善に努め、指導と評価の一体化を図るとともに、体験活動を充実し、子どもたちの主体的な学びを進めます。
- ◆地域社会とのふれあいやさまざまな体験活動を通して、子どもの多様な学習機会の充実に努めます。

②開かれた学校づくりを推進します

- ◆家庭や地域と協働した教育環境づくりに向けて、学校教育内容等の情報発信を行うとともに、保護者や地域住民等の意向を把握・反映した学校運営を推進します。

③教育施設の整備を進めます

- ◆「藤井寺市立学校施設等整備実行計画」に基づき、計画的に学校施設の改修工事を実施し、良好な教育環境の維持及び安全対策を進めます。

④児童相談員の育成と資質向上をめざします

- ◆大阪府等が実施する研修機会への積極的な参加等により、児童相談員の育成やスキルアップをめざします。

⑤子どもの貧困対策を推進します

- ◆すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざし、学校をプラットフォームと位置づけた教育の推進を図るべく、スクールソーシャルワーカーの配置等、教育支援を推進します。

2. 次代を担う青少年の育成と社会参加活動の促進

(1) 次代の親を育むための支援

現状と課題

少子化や地域とのつながりの希薄化が進む中で、若い世代が乳幼児と接する機会が少なくなっています。市内の小学校・中学校では、各教科活動を通じて命の大切さや家庭での基本的な生活について学習しています。また、乳幼児とふれあう機会として、小学校では幼稚園交流、中学校では保育実習や職場体験を実施しています。

これら乳幼児とふれあえる機会は、命の大切さや子育てのイメージを伝えることにつながり、今後とも地域や学校等で子どもについて考える機会や乳幼児や保護者との交流機会の充実が必要です。

今後の方向性

①次代の親育成を推進します

- ◆小・中学生と乳幼児との交流や、妊娠、出産、育児等について当事者とふれあいながら学ぶ機会をさらに充実します。
- ◆引き続き学校等と連携し、子どもが命や子育ての大切さについて、理解を深める取組みを進めます。

(2) 青少年が健全に育つ環境づくり

現状と課題

青少年の健やかな成長に向けては、地域ぐるみで見守り活動や非行の未然防止を進めていくことが求められます。ニーズ調査結果でも、地域で子どもが健やかに育まれるようにするために力を入れることとして、就学前児童と小学生児童ともに「地域内での子どもの安全を確保するための活動をする」が最も高くなっており、地域と協力した見守り活動やその体制づくりが必要です。

そのため、市では、青少年の健やかな育成に地域ぐるみで取り組むために、青少年健全育成藤井寺市民会議を設置し、街頭啓発活動や青少年健全育成推進市民大会を実施しています。

今後は、青少年健全育成藤井寺市民会議への参加団体の拡充や、より地域に密着した取組みの実施が必要です。

今後の方向性

①子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

- ◆家庭や地域に対して、子どもにかかわる有害環境の情報発信や相談支援を行います。
- ◆PTAや地域団体と連携し、有害環境対策への取組み強化を図ります。また、時代の変化に応じて発生する新たな有害環境に対する情報把握と対策についても適宜進めていきます。

②子どもの郷土愛を醸成します

- ◆青少年健全育成藤井寺市民会議を通して、引き続き子どもが地域に愛着を感じられるような学習機会を設けます。

(3) キャリア教育の推進

現状と課題

近年、全国的にニート状態の若者が増加しており、子どもの頃から将来の目標やイメージをもてるようにキャリア教育の推進が求められており、市内各学校ではキャリア教育の全体計画を作成しキャリア教育実践の研究に取り組んでいます。また、ボランティアの楽しさや思いやりの気持ちを育むことを目的に小学校4～6年生を対象にボランティア体験を実施しています。その他、ふくしまつりを通して、それら地域のボランティア・福祉団体・各種福祉施設を知ってもらう機会づくりに努めています。

今後は、それら取組みの充実を図り、中学校区、市全体でキャリア教育を進めていくことが必要です。

今後の方向性

①中学校区ごとのキャリア教育を推進します

- ◆引き続き、学校等と連携しながらキャリア教育の研修と協議を進め、中学校区ごとの全体計画に基づく実践につなげます。

②キャリア教育資源の発掘・拡大を図ります

- ◆子育てを終えた方や高齢者等の知識や経験を活かしながら、行政をはじめとする関係機関や地域との連携を強化し、活動機会の拡大に努めます。
- ◆その他、キャリア教育に資する地域、職域等の社会資源の発掘・開拓を支援し、子どもの多様な学びや体験の場の充実に努めます。

3. 地域における子どもの居場所づくり

(1) 体験・交流活動の充実

現状と課題

子どもの健やかな成長に向けては、子ども同士のふれあいや地域の多様な経験をもった方々との交流、地域資源の有効活用等、地域社会全体で豊かな育ちや学びの場・機会を提供していくことが求められます。本市では、各小・中学校における地域教育推進連絡会等が中心となり、子ども同士、子どもと地域、親同士の交流の場として土曜日の校庭開放、各種フェスティバル等を実施しています。また、中学生の保育所・幼稚園での保育体験学習や、保育所・幼稚園、小・中学校の行事等を通じた異年齢の子どもとの交流・ふれあいを積極的に行っています。

地域においては、老人クラブ連合会主催のシルバークフェスティバルを通して、保育所児童と高齢者の世代間交流の促進や、保育所主催の夏祭りや地域の行事等を通じて、子ども同士や地域の人々との異年齢、世代間交流を行っています。また、山添村との交流事業の一環として、スポーツを通じた子ども同士の交流機会の充実に努めています。

今後も、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中で、子どもの健やかな成長に向けて関係機関・団体や地域住民との連携を強化し、地域の人との異年齢、世代間交流をさらに促進することが必要です。また、それら多様な体験・交流活動を担う・支援する人材の確保・育成が必要です。

一方、図書館では、児童書や視聴覚資料の貸出を行うほか、親子対象の読み聞かせや子育て支援グループ等に出向いて読み聞かせを行っています。また、夏休み等の長期休暇においては、「子ども向けの特別行事」を行っています。一般市民を対象とした「ストーリーテリング入門講座」や親子で参加してもらえる「絵本の講座」も実施しています。子どもが読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から本にふれあい、親しむことが大切であり、家庭での読み聞かせをはじめ、子どもの発達段階に応じた読書環境づくりが必要です。

放課後等における子どもの居場所づくりとして、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型(※)を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実及びそれらの連携が求められています。

その中で、本市ではすべての小学校で放課後児童会及び放課後子ども教室を実施しており、多くの学校では、放課後児童会の入会児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できる体制をとっています。しかし、一部の小学校では放課後子ども教室の対象学年が高学年となっています。今後は、すべての小学校において連携した取組みを行えるような体制整備を行い、多様な活動・学習機会の充実に努めることが必要です。

※放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できること。

今後の方向性

①多様な交流・体験活動、社会参加の機会を充実させます

- ◆地域における交流活動のより一層の充実を図るため、保育所・幼稚園や学校、地域の行事等、さまざまな体験活動の機会を拡充させ、子どもの健やかな成長への支援と地域における子どもの居場所づくり、地域への愛着の醸成につなげます。
- ◆学校や市社会福祉協議会等が連携しながら、学校教育や社会教育等のさまざまな場面でのボランティア体験の機会を拡充します。
- ◆生涯学習センターでは、きらめき学級やワクワク体験大学校、子ども料理教室等、校区や学年を越えて交流し、学ぶ機会の提供を継続して進めます。
- ◆市外の子どもたちとの魅力ある交流事業の実施に向けた協議を進めます。

②中学校区における小・中連携を進めます

- ◆中学校区での合同教職員研修や各学校での校内研究への相互理解を通して、各学校間が子どもの多様な交流・体験活動の情報共有を図るとともに、それら活動のさらなる活性化につながるよう努めます。

③読書活動を推進します

- ◆乳幼児期からの読み聞かせの重要性の啓発、優良な図書や視聴覚資料の収集とその利活用に努めます。
- ◆図書館行事や講座、ボランティアの読み聞かせの充実を図ります。
- ◆保育所・幼稚園、小・中学校における読書活動の促進に向けて、学校等への団体貸出を行うほか、読み聞かせボランティアを派遣し「読み聞かせ」や「ブックトーク」を行います。
- ◆図書館職員が各学校図書館を訪問し、学校図書館司書との情報交換を行うことで、子どものより良い読書環境づくりに努めます。

④放課後子ども総合プランを推進します

- ◆すべての児童が小学校就学後に、放課後等を安全・安心に過ごし、さまざまな体験や活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室のそれぞれの充実、福祉と教育の双方の観点から児童の放課後等の対策を検討するため、庁内の児童福祉分野と教育分野の担当課、両事業の実施に係る関係者らで構成される運営協議会を設置します。
- ◆運営協議会では、放課後子ども教室の充実や放課後児童クラブの開所時間の延長等について協議し、協議した内容を公表するよう努めます。
- ◆平成 31 年度までに放課後子ども教室開催時に放課後児童クラブの入会児童がそのプログラムに参加できることをめざします。

(2) 子どもの遊びや活動の場の整備

現状と課題

ニーズ調査結果では、充実してほしい子育て支援サービスについて、就学前児童では「親子が安心して集まれる公園などの野外の施設を整備する」が最も高くなっています。また、子育てにおける問題や課題について、「近くに公園や子どもの遊び場がない」が最も高くなっており、子どもや親子が安全に安心して遊んだり活動したりする場の充実に向けて、既存施設の有効活用や地域資源の発掘・活用が求められます。

本市では、子どもが安全に公園で遊ぶことができるように、遊具点検を実施し、危険箇所の修繕、老朽化した遊具の撤去を行っており、今後、修繕では対応できない場合は新たな遊具の導入も視野に入れた検討が必要です。

市内の学校の体育施設においては、小・中学校の運動場及び体育館を地域のスポーツ団体に開放しており、地域における身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めています。また、市内の保育所では地域の乳幼児や保護者を対象に、園庭開放やわんぱく広場を実施し、遊び場・機会を提供しています。

その他、地域の活動団体への支援としては、子ども会活動の活性化に向けて、育成者や子ども会内リーダー、指導者の養成事業を実施しています。しかし、各地域の単位子ども会の減少や担い手が不足しており、単位子ども会の広域化や新たな担い手の確保に努める必要があります。

今後の方向性

①安全で安心できる遊び場環境の整備に努めます

◆公園内における定期的な遊具の点検を行い、状況に応じて修繕・新設を進めます。

②既存施設の有効活用による遊び場の確保・拡充に努めます

◆保育所における園庭開故事業やわんぱく広場、赤ちゃん会等、地域の子どもや保護者が安心して遊べる場の提供に努めます。

◆引き続き、小・中学校の体育施設を地域のスポーツ団体に開放し、子どもが身近にスポーツ・レクリエーション活動を行える場の確保に努めます。

◆市内の公共施設の有効活用を促進し、それぞれの地域・施設特性を活かした事業・活動実施につながるよう支援します。

◆子どもの遊びや活動に対するニーズの把握に努め、自主性や多様性、目的別で楽しめるような施設機能の充実や地域人材の活用を図ります。

◆多様な情報媒体の活用や、各施設で行われているイベント等においてはタイムリーな情報発信やその支援に努めます。

③地域のスポーツ活動を推進します

◆子どもが遊びの感覚でスポーツを楽しむことができるように事業の展開を図るとともに、保護者に対してもスポーツが子どもの健やかな成長につながることへの理解を促進します。

◆市内のスポーツ団体や社会教育団体、各小・中学校との連携を強化し、子どもがスポーツを楽しめる機会の充実に努めます。

④地域の活動団体への支援を充実します

◆引き続き、地域で活動するリーダー等の確保・育成を図るとともに、地域の活動団体への情報提供や相談支援等を通じた活動支援を行います。また、担い手や会員が減少している団体等への運営のあり方について検討します。

基本目標Ⅱ 子どもに愛情深く、子育てが楽しくなる社会をつくります

1. 子育て不安・負担の軽減に向けた支援

(1) 地域での子育て支援サービス等の充実

現状と課題

地域子育て支援拠点事業として、ひかり保育園では地域子育て支援センター事業、神愛福祉会や大阪女子短期大学、バンビーノハウスおもちゃ箱ではつどいの広場事業を実施しており、親子が気軽に集まって交流や相談ができる場を提供しています。また、親子の交流機会や遊び場として、保育所や幼稚園においては保育室や園庭の開放を行っています。しかしながら、現在4か所にて実施している地域子育て支援拠点事業については、実施場所に地域の偏りが生じており、遠方から参加する親子にとっては不便をしいている状況があります。

生涯学習センターでは、幼児親子教室、はぐくみ学級、親子ふれあい広場等の子育てについて学ぶ機会を提供するとともに、子育てママのおしゃべりサロンではボランティアと協力しながら親子の交流や育児の悩み相談等を行っています。一方で、おしゃべりサロンや各種教室においては、男性の参加者を増やすことが課題となっています。

その他、家庭での保育や養育が一時的に困難となった場合等の子育て支援として、保育所での一時預かり事業や児童養護施設での短期入所生活援助を行うとともに、緊急時への即時対応ができる施設の確保にも努めています。ファミリー・サポート・センター事業では、子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる会員組織にて、地域における子育てに関する相互援助活動を行っています。今後も、十分な講習の実施や援助を行いたい会員の拡充を図ることが必要です。

子育て家庭の状況によっては地域子育て支援拠点事業に参加できなかつたり、情報がなかなか入手できなかつたりする家庭も少なからず存在していることが考えられ、それらの方々が必要とする情報を的確に届けるとともに、さまざまな子育て家庭が気軽に参加できる交流会や勉強会にしていくことが必要です。また、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター等で実施している子育て関連イベント等においては、実施日が重なるなどにより参加できない子育て家庭も少なからず存在していることから、各事業主体間による調整や参加形態の工夫等、より多くの子育て家庭が参加できる環境づくりが必要です。

今後の方向性

① 子育て中の親子が気軽に集まれる場・機会を充実させます

- ◆地域によって地域子育て支援拠点事業の利用に偏りが生じないように、民間活力を活かして新たな地域子育て支援拠点事業の拡充をめざします。また、出張広場の開設のあり方や方向性について定めていきます。
- ◆保育所・幼稚園、保健センター、生涯学習センター等で行われているさまざまな交流や学習への参加促進に向けて、効果的かつタイムリーな情報発信に努めます。
- ◆子育てに関する交流や学習の機会において、さまざまな状況にある子育て家庭が身近で気軽に参加しやすいように、各事業主体間の調整や開催条件の工夫、子育て家庭のニーズに応じたプログラム設定等に努めます。また、子どもを預かるスペース等の預かり機能について検討します。

- ◆子育て家庭の交流や学習機会への父親の積極的な参加促進に向けて、広報・チラシ等での情報発信や、開催条件やプログラムの工夫を行います。
- ◆関係機関・団体の連携や既存施設の有効活用により、地域において子育て家庭等が自由に集え、交流できる場や機会を創出するとともに、自主的な活動を促進します。

②アウトリーチ型の子育て支援を充実させます

- ◆子育て支援が必要な家庭に対して、訪問時に情報提供や相談支援を行うなどの、アウトリーチ型の支援を充実させます。

③子育てサロン・サークルへのさらなる活性化に向けて支援します

- ◆各種講座等、子育て家庭が集う場や機会を活用して、子育てサロン・サークルに関する情報発信や紹介を行います。
- ◆子育てサロン・サークルの連携強化に向けた、情報共有や相談支援に努めます。

④育児援助を充実します

- ◆一時預かり事業の拡充により、保護者がリフレッシュ等を行える環境づくりに努めます。
- ◆短期入所生活援助事業について、緊急時に受け入れられる体制の構築について、施設側とのサービス提供方策について協議を進めます。
- ◆ファミリー・サポート・センターについて、子育て家庭の多様な子育てニーズに対応できるよう周知の強化に努め、利用促進を図るとともに、市民ニーズに応じた事業のあり方や効果的な運営方法等について検討します。

(2) 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

現状と課題

子育てをしている保護者にとって、必要な子育て関連情報がわかりやすく提供されること、また、いつでも入手できることは心強い支援となります。一方で、子育てを取り巻く環境変化に伴い、子育て家庭の抱える課題は多様化しており、家庭によって必要な情報が異なる場合があります。そのため、子どもや保護者が多様な子育てや子育てに関する情報の中から、自らの家庭に一番ふさわしいメニューを確実に把握でき、円滑に利用できるための支援が必要です。

本市では、子育てマップや市ホームページ等で、さまざまな関係課や機関・団体がそれぞれ所管、把握している情報をわかりやすく、効果的に情報発信し、子育て家庭と子育てサービスや地域の社会資源につなぐ支援を行っています。しかし、それら子育て支援に関する情報を入手する手段がなかったり、わからなかったりし、情報を入手できていない方も少なからず存在していることが考えられます。そのため、今後は子育て関連情報を能動的に入手しようとする家庭や、手段がなく情報を入手できていない子育て家庭に対して、行政側から積極的に情報発信、入手していただける仕組みづくりについて検討していくことが必要です。その他、情報が必要になった時に必要な情報を入手できる環境づくりも大切ですが、子育て家庭にとっては事前の心構えや準備等に向けて、前もって必要になる情報を得られる環境づ

くりも必要です。

また、相談支援として、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに向けては、それぞれの時期に応じたきめ細やかな相談支援を充実させることが求められます。そのため、各保育所や幼稚園、小学校をはじめ、行政各課の窓口や保健センター等の公的機関において、相互に連携をとりながら子育てに関する相談業務を行うとともに、地域の身近な相談支援先として、児童委員や主任児童委員と連携し、日常における多様な問題の相談支援を行っています。

核家族化や少子化に伴い、子育ての体験や知識を得る機会が減少し、乳幼児とふれあう機会がないまま親になる人も増加していることから、子どもの教育や子どもとの接し方等への不安や悩みに対するきめ細やかな相談対応が必要です。また、子育て家庭が抱える悩みや不安が多様化・複雑化する中で、相談員等の資質の向上を図ることが必要です。

今後の方向性

①利用者支援を含めた情報提供を充実させます

- ◆利用者の立場に立った多様な社会資源の情報提供及びそれに関連する相談支援を兼ねた利用者支援の窓口を1か所設置します。
- ◆既存の相談窓口においても、さまざまな子育て情報を発信することで、多様な場所でより多くの情報が入手できる環境づくりをめざします。

②プッシュ型の情報発信のあり方について検討します

- ◆市民が自ら、ホームページ等を介して情報を取得する“プル型”の情報提供だけでなく、メール配信等を用いて、行政側から必要な情報を必要なときに発信・提供できる“プッシュ型”の情報提供の提供体制や実施方策について検討します。

③わかりやすく、伝わりやすい情報発信に努めます

- ◆障害がある保護者や外国籍の保護者等に配慮した情報発信に努めるとともに、イラストや写真等、情報内容のイメージが伝わりやすい掲載にするなどの工夫をします。
- ◆子育て家庭が集まる多様な機会や子育て家庭への訪問事業等を通して、アウトリーチ型の情報発信に向け検討を進めます。

④早期の情報入手ができるような仕組みづくりに努めます

- ◆各種健（検）診、子育てに関する講座や学習会、交流会等の機会を活用し、妊婦や子育て家庭が今後の子育てに関する情報を入手できるようにします。

⑤相談体制の充実、機能強化を図ります

- ◆多様な情報媒体や情報発信機会を活用し、各種相談窓口の認知度の向上を図るとともに、利用者支援専門員等が子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うワンストップサービスの実施について検討を進めます。
- ◆関係機関・団体が連携し、多様な子育て課題に対応した相談支援を行うとともに、それらの情報を共有することで、相談対応の質の向上や子育てに関する情報発信の充実を図ります。
- ◆相談支援に携わる職員等の学習・交流機会を充実し、職員の資質の維持・向上をめざします。

す。

⑥身近で気軽に相談できる場を拡充します

- ◆親子が集える場所、健（検）診や子育て講座の会場等で相談窓口等を設け、相談機会の拡充を図ります。
- ◆既存の施設を活用し、子育て相談窓口機能をもたせるなど、相談できる機会や場の拡充に向けた方策について検討します。

（３）子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化が危惧されている中で、地域のさまざまな経験をもった方々との交流やそれら人的資源を活用し、地域の教育力の向上や子育て支援につなげていく取組みが求められます。そのため、本市では、子育てサークルの育成支援や子育てマップの作成・配布等の実施により、交流支援を推進し子育てネットワークづくりに努めています。また、市社会福祉協議会では、育児ボランティア、地域活動ボランティアの育成として、子育てを終了した方や高齢者等の知識や経験を積極的に活かせるように、そのような方々の活動支援に努めています。

今後、地域での子育て支援ネットワークづくりに向けて、それら地域で活動する子育てサロンやサークル、地域活動団体等の連携強化に努めるとともに、それら協力者や活動者の拡充を図ることが必要です。

今後の方向性

①子育てサークルの育成・支援を充実します

- ◆地域子育て支援センター等を通じて、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保健・福祉の行政機関や地域の方との交流を推進し、活動の活性化を図ります。

②関係機関・団体の機能強化と連携により、地域の教育力・子育て支援を充実させます

- ◆関係機関・団体において、子どもや保護者のニーズに応じた取組みや事業が進められるように支援します。
- ◆関係機関・団体がそれぞれの活動内容・状況を把握でき、子どもの状況や今後の取組み方針について共有できる場や機会を充実させます。

③子育てを支える地域人材の発掘・育成を推進します

- ◆地域のさまざまな人材が子育て支援に参画できるように、各種講座や学習会の充実に努めます。
- ◆子どもや保護者が求めるニーズと子育て・子育て協力者がしたいことやできることのマッチングに向けた支援を行います。

④地域での顔が見える関係づくり

- ◆子育て家庭の地域活動への参加促進を図り、子育て家庭の地域での孤立化防止に努めます。

(4) 子育て家庭への経済的な支援

現状と課題

子育て家庭の経済的負担は、少子化が進行する原因の1つとして考えられており、全国的な課題となっています。ニーズ調査結果でも、子育てについての保護者自身の悩みについて、就学前児童と小学生児童ともに「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も高くなっており、本市においても子育てに経済的負担を感じている保護者が多いことがうかがえます。

その中で、本市では、国制度による児童手当等の支給をしています。また、保健上必要であるにもかかわらず、入院助産を受けることができない妊産婦に対しては、助産制度を実施しています。その他「子ども医療」等の各種医療費助成や小中学校就学援助事業も実施しています。

今後も、子育て家庭に対して各種事業に関する情報を広く周知し、支援を必要とする家庭に的確に助成や援助事業を提供していくことが必要です。また、市の財政状況や、国の動向を踏まえながら、制度のあり方や基準に柔軟に対応することが必要です。

今後の方向性

①経済的負担の軽減を進めます

- ◆子育てに伴う経済的負担を軽減するため、各種手当等の情報発信や相談支援を行い、支援を必要とする家庭の利用促進を図ります。
- ◆子育て家庭の医療費等における経済的負担を軽減し、併せて子どもの心身ともに健康な成長を図るため、子どもと家庭の状況に応じて、各種助成等を行います。
- ◆保育・教育に要する費用負担については、公平性に配慮しながら適正な料金体系の見直しを行います。
- ◆経済的理由により就学することが困難な児童及び生徒の保護者に対して学用品、給食費等学校で必要な経費を援助します。

2. 子どもと保護者の健康づくりの推進

(1) 母子保健サービス等の充実

現状と課題

妊娠・出産期の女性は心身の状態が不安定になりやすい傾向があり、特に初めての場合等は、妊産婦の不安も大きいことから、妊娠・出産期の健康管理について正しい知識を身につけ、生活の中で実践していくことが大切です。ニーズ調査結果でも、子育ての悩みについて、就学前児童では「子どもの教育に関すること」に次いで、「食事や栄養に関すること」や「病気や発育発達に関すること」に意見が集まっており、子どもの健康管理や食事に関する意識の高さがうかがえます。

そのため、本市では、母子の心身の健康の保持、増進に向けて、母子健康手帳交付時における保健師等による面接や乳幼児健康診査、保健指導、健康相談、各種教室を実施するなど、妊娠期から乳幼児期を対象としたさまざまなサービスを提供し継続した支援を行っています。また、子どもの感染予防・発病予防・重症化予防のため、各種予防接種事業を行っており、予防接種事業では個別接種の導入等を行い、接種率の向上に努めています。各種予防接種においては、BCG及びMR I期・II期において目標接種率を達成しています。学童期予防接種の接種率に伸び悩みがみられ、保護者の予防接種に対する理解促進が必要です。

また、食育の取組みとしては、幼稚園や保育所において子どもへのクッキング保育や保護者に対する給食だより等を通じた情報提供に努めています。学校では、栄養教諭が中心となり食育に関する研究や教育カリキュラムの開発等に努めています。また、正しい食生活・食習慣の定着を図ることを目標に、保健センターにおいて健診時の食育の紙芝居、手作りおやつ提供、幼児や学童を対象にしたクッキング等を行い、家庭と連携した食育の推進を図っています。

今後は、健康診査の受診率の向上や各種教室への参加を推進し、健康に対する意識を高めることが必要です。母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時等の機会を活用し、母子の健康保持増進を図り、支援が必要な家庭の把握と、必要に応じて関係機関への紹介や連携を行います。子育てを取り巻く環境が変化する中で、健康に関する相談内容も多岐にわたっており、関係機関と連携しながら母子保健サービスの充実や相談支援体制を強化していくことが必要です。

今後の方向性

「健やか親子21（第2次）」における課題（切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり、育てにくさを感じる親に寄り添う支援、妊娠期からの児童虐待防止対策。）を踏まえ、事業の推進を図ります。

①妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導を充実します

- ◆妊婦及び家族が妊娠・出産期の健康管理や子育てに関して正しい知識をもつことができるよう啓発を行います。
- ◆妊婦が安心して快適な妊娠生活を過ごせるよう、また、妊娠中や産後における不安や悩みに対応できるよう、相談や指導の場を充実し、医療機関等と連携しながらサポートします。

②健康診査等体制を充実します

- ◆各種健康診査を継続して実施しながら、その時々に必要な内容を取り入れ、子どもの健康保持・増進、保護者の育児を支援します。
- ◆健診後のフォローが必要とされた方への健康相談、心身の経過観察健康診査や医療機関への紹介等の継続的な支援を実施します。
- ◆未受診者への受診勧奨を行い、子どもの健やかな成長を確認する機会とするとともに、子育て不安の軽減、支援が必要な家庭の早期発見・対応に努めます。
- ◆医療関係者等と連携しながら、健康診査時に相談支援の充実を図ります。
- ◆予防接種法の改正等による新たなワクチンの情報提供及び接種の勧奨を行い、予防接種事業の推進を図ります。

■各乳幼児健診受診率

	現状(平成 25 年度)	目標(平成 31 年度)
4か月児健康診査	98.8%	99%
1歳6か月児健康診査	95.5%	96%
2歳6か月児歯科健康診査	90.1%	91%
3歳6か月児健康診査	90.8%	94%

③食育を推進します

- ◆乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象に、食に関する学習機会を推進します。
- ◆保育所で実施している赤ちゃん会やわんぱく広場において離乳食の指導や食育指導を取り入れます。また、学校においては、「食に関する指導」の全体計画を作成し、学校教育全体を通して食育を進めていきます。
- ◆栄養バランスや食習慣、安全な食品の選択、地域の食文化や農産物、食料事情への理解等、食生活全般にわたる理解を深め、知識を得られるよう、家庭や保育所・幼稚園、学校、地域における啓発や教育・指導を推進します。

(2) 思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすことが指摘されています。性感染症等、性行動の問題、喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットや肥満といった健康の問題、いじめ、不登校、引きこもり等の心の問題等、思春期における問題は多様化、深刻化しています。

本市では、心と体の健やかな成長を支援するため、喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及のための教室を開催しています。また、子どもの発達段階に応じた性教育、健康教育を計画的に実施しています。また、相談支援として、児童・生徒や保護者を対象に学校生活や家庭生活及び子育ての悩み等についての教育相談の実施、スクールソーシャルワーカーの派遣、

中学校へのスクールカウンセラーの配置、保健室の充実を図り、子どもや保護者が抱えるさまざまな悩みに対応しています。

今後とも、継続的に思春期保健に関する正しい知識の普及や情報発信に努めるとともに、健康教室等の学びの機会の充実が必要です。また、思春期保健対策を効果的に推進するためには、保健、医療、福祉、教育等思春期保健関係者の連携強化を進めていくことが必要です。

今後の方向性

①思春期保健対策の強化・充実を図ります

- ◆引き続き、思春期の心と体の健康問題に対する正しい知識の普及を図ります。
- ◆子どもの発達段階に応じた性教育や健康教育を計画的に行っていきます。
- ◆思春期における子どもの心の問題について、親に対する学習の機会の提供や支援体制の充実を図ります。

②相談機能の充実を図ります

- ◆学校、地域、民間と協力した相談体制の強化を図ります。
- ◆子どもや保護者が抱える悩みに対応できるように、スクールカウンセラーや保健室のさらなる充実を図ります。

(3) 医療体制の充実

現状と課題

小児科医師の不足は全国的に深刻な問題となっています。ニーズ調査結果でも、充実してほしい子育て支援サービスについて、就学前児童と小学生児童ともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」に意見が集まっており、本市においても小児医療の充実は子どもをもつ保護者の切実な要望となっています。

本市では、緊急時に迅速かつ適切な医療が受けられるよう、子育てマップ等による医療情報の提供を行っています。

今後も、医師会や各関係機関との情報交換・連携を図り、常時小児救急医療が受けられる体制等を確保することが必要です。

今後の方向性

①安心して生み育てられる医療体制の充実を図ります

- ◆安心して子育てができるように、救急医療体制を整え、医療機関に関する情報提供やかかりつけ医の推進を図ります。
- ◆藤井寺市医師会等や近隣市町の医療機関等との連携のもと、休日や夜間、二次医療等の医療体制の整備、充実を図ります。
- ◆子どもの緊急の病気やケガに対する家庭での対処方法について、知識の普及・教育を推進します。

3. 配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援

(1) 児童虐待防止への取組みの強化

現状と課題

近年、子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たず、児童虐待が大きな社会問題となっています。国では、平成12年に児童虐待防止法が施行されて以降、その法改正や児童福祉法の改正等を通じて制度的な充実が図られている一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しています。

本市では、児童虐待に対応すべく、保健、医療、福祉、教育、消防、警察、法務等関係機関と連携を深め、情報共有、早期対応を図るため「要保護児童等対策地域協議会」を組織し、市民への認識を深めるべく、児童虐待防止推進月間キャンペーン等必要な活動を継続して実施しています。併せて、児童虐待を未然に防ぐべく、広報、市ホームページ等による相談窓口の周知に努めています。

今後も、身体的虐待だけでなく、表面化しづらいネグレクト等の心理的虐待への対応が急務となっており、子育て関係機関や地域との連携のもと早期発見・対応に努めることが必要です。また、子育てに対する不安や負担を感じ、誰にも相談できずに抱え込んでしまうことから児童虐待を起こしてしまうケースや、生活環境等におけるさまざまな福祉的な課題から児童虐待につながってしまうケース等、児童虐待のケースも複雑化・多様化する中で、それらの関係機関や相談窓口の専門性の向上等の相談・対応機能の強化が必要です。

今後の方向性

①児童虐待防止に関する情報提供や啓発を充実します

- ◆市民一人ひとりが子どもの人権に対する高い意識をもち、地域と協力しながら虐待の未然防止につながるよう、情報提供や啓発を推進します。
- ◆子どもがさまざまな暴力から自分を守り、対処できるよう教育・啓発し、相談窓口の周知・情報提供を進めます。

②児童虐待防止に向けた体制を強化します

- ◆「要保護児童等対策地域協議会」において、総合的な要保護児童対策に係る施策を講じ、適切に対応できる体制の整備を進めます。
- ◆子育て中の保護者の育児不安や負担の解消に向けて、各種保育サービスや福祉制度の情報発信及び必要とする方の利用促進を図るとともに、関係機関・団体等と連携した相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止に努めます。
- ◆虐待のあった家庭に対しては、関係機関と連携しながらカウンセリングや地域で見守り等、継続的な支援活動を図ります。
- ◆子どもにかかわるすべての関係者が、児童虐待に対する主体的かつ積極的な対応がなされるよう、専門的な知識や対応について情報提供や学習機会づくりに努めます。

(2) ひとり親家庭への支援

現状と課題

本市のひとり親家庭等が増加しており、ひとり親家庭等に対しての就労支援や子育て支援の充実が求められます。

本市では、市単独制度による入学祝金、国制度による児童扶養手当等の支給をしています。また、福祉医療制度として「ひとり親家庭医療」の医療費助成を実施しています。

また、母子・父子自立支援員兼プログラム策定委員を配置し、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供やハローワークと連携した自立支援プログラムを策定し、就労支援を行っています。その他、保育所入所における優先的配慮や放課後児童会においてひとり親家庭等のみならず申込者全員の受け入れを実施しています。

今後の相談支援事業に加え、ひとり親家庭等に対する経済的自立に向けた就労支援や生活支援等の充実等、きめ細やかな支援が必要です。

今後の方向性

①ひとり親家庭への自立支援を充実します

- ◆それぞれの家庭の状況に応じた子育て・生活支援、就労支援、子どもへのサポート等、総合的な自立支援を行います。
- ◆ひとり親家庭等に対する各種福祉制度の情報発信や相談支援を充実させます。
- ◆引き続き、ひとり親家庭等の児童の保育所入所に関して、就労等他の要件とのバランスも考慮しながら、可能な範囲で優先的な配慮を行います。
- ◆企業や事業所に対して、ひとり親家庭等の雇用に関する理解と協力を求めるなど、ひとり親家庭等の就労支援を行います。

(3) 障害のある子どもと家庭への支援

現状と課題

本市では、乳幼児健康診査、訪問指導や相談支援等の機会を通して、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の健康の保持増進に努めています。また、福祉医療制度として「障害者医療」の医療費助成を実施しています。一方、生活支援では、障害に応じた補装具や日常生活用具の交付を行っています。教育支援では、教育、福祉、医療等の各機関の連携協力体制を構築し、就学相談、支援教育を推進していますが、合意形成を図ることが難しい現状もあります。

その他、障害児の居場所づくりとして、保育所・幼稚園、小・中学校、放課後児童会では、障害のある児童を受け入れる際、保育士、介助員、指導員等の加配等を行っており、今後それら保育士等の質の維持・向上を図るとともに、保護者と連携を図ることが必要です。また、障害児・障害者ふれあい支援事業では、障害児が学校から帰宅後に多目的に利用できる施設を開設し、心身の向上や社会参加への支援を行っています。

今後も、増加する障害児の支援に対応した窓口機能の充実や関係機関・団体との連携強化を図ることが必要です。また、一貫した教育支援体制の強化を進めるため、就学・就園時の各校・各園における教育相談や、学校卒業後の進路・生活を視野に入れた特別支援教育体制を推進していくことが必要です。

今後の方向性

①早期発見・早期療育を推進します

- ◆乳幼児健康診査や乳幼児訪問指導等を通じて、疾病や障害の早期発見に努めるとともに、必要に応じて支援を行います。

②インクルーシブ教育を進めます

- ◆障害者権利条約、障害者基本法及び障害者差別解消法等の理念に基づき、障害のある児童と障害のない児童が同じ場でともに学ぶ、インクルーシブ教育を進めるため、合理的配慮の考えに立ち、保育所・幼稚園、学校の教育環境の整備に努めます。
- ◆限局性学習障害（SLD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）等の発達障害について、幼稚園教諭、保育士等関係職員の理解を深め、障害の状態に応じて児童の可能性を最大限に伸ばすことができる適切な教育的支援に努めます。

③一人ひとりの状況に応じた支援教育等を進めます

- ◆保育所・幼稚園、学校における障害児への支援・指導について、関係機関との連携により、専門的な指導・相談を行いながら充実を図ります。また、それら教職員間の連携や障害に対する理解・認識を深めるための支援を行います。

④療育体制の充実、障害児の居場所を確保・充実します

- ◆療育機関にて、日常生活支援の実施や在宅療養等に関する相談、各種福祉サービスの情報提供等を進めます。
- ◆放課後や長期休暇において、障害児が地域で自分らしくのびのびと暮らしていけるように、療育訓練や余暇活動を受けられる居場所の確保に努めます。
- ◆障害児・障害者のふれあい交流として、レクリエーション等の少人数の集団の中で、それぞれに合わせた取組みに加えて、幅広い年齢層がともに活動する機会を通して異世代間交流を図ります。
- ◆障害に対する理解の促進に向けて、地域住民等との交流機会を提供します。

⑤障害児の家庭への支援を充実します

- ◆障害児の日常生活を支援するとともに、家族の負担を軽減する障害福祉サービスについて、個々のニーズに応じた利用ができるよう努めます。

⑥障害児支援のネットワークを強化します

- ◆福祉・保健・医療・教育等の関係機関によるネットワークを使い、障害の原因となる疾病の早期発見や早期治療、適切な医療や教育支援等を進めます。

基本目標Ⅲ 子どもを大切に、子育てと子育てが支えられる社会をつくります

1. 子どもや子育てに対する理解の促進

(1) 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくり

現状と課題

平成元年に国連において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、子どもは特別な保護を受けるだけでなく、自らが権利を行使する主体として位置づけられ、国際的に子どもの人権を擁護する取組みが進められています。国内においても、「児童福祉法」や「児童憲章」が制定され、次世代の社会の担い手であるすべての児童の幸福を図ることを理念にして関係諸施策が実施されてきました。近年、核家族化の進展や家族形態の多様化等が子どもや子育て世代を取り巻く環境に大きな影響を与え、さまざまな課題を生み出しており、中でも、子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や学校におけるいじめ等の問題に対しては、市民や地域と協働して防止に向けた取組みの推進が求められています。

本市では、人権が尊重される豊かな社会をめざし、市民に人権尊重の意識が醸成されることを目的として、さまざまな機会を通じ、人権啓発事業を展開しています。また、事業の実施にあたっては、市内の人権啓発団体（藤井寺市人権のまちづくり協会）や人権擁護委員と協働し、人権を考える市民の集いや男女共同参画フォーラム、平和展等のイベントの開催のほか、人権啓発冊子の配布や広報への掲載、小学生向けに、いじめをなくすことを目的とした人権教室を開催しています。いじめや虐待の防止に向けた取組みはもちろんのこと、子育て全般において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に沿った取組みが基本となりますが、社会全体で未だ浸透していないのが現状です。

相談支援としては、表面化しづらい子どもの人権問題を把握・解決するために庁内の各種相談窓口、大阪府や関係機関・団体との連携を図りながら相談体制の充実に努めていますが、いじめや虐待等の悩みをもつ子どもや親が適切な相談機関を利用できていない、知らない場合もあることが考えられます。

今後も、子どもの権利擁護意識の徹底が、育児や教育だけでなく、生活全般に与える影響の大きさについて啓発し、理解を深めていく取組みをより積極的に展開していくことが必要です。

今後の方向性

①子どもの人権に関する情報提供や啓発を進めます

- ◆さまざまな人権啓発活動の機会を活用し、子どもの権利条約の理念を啓発することや、いじめや虐待が起こった時にも、この理念が活かされるように働きかけを行います。
- ◆児童委員、主任児童委員、人権擁護委員等、関係者との連携のもと、子育て講演会や各種相談活動を通して、子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動を行います。
- ◆各関係機関の連携のもと、学校教育や社会教育の中で人権に関する学習活動を通して、命の大切さについての啓発を推進します。

②人権に関する相談支援体制を充実します

- ◆子どもの人権に関する各種相談機関について周知を図るとともに、庁内の各種相談窓口が連携して円滑な支援が行えるよう、人権相談ネットワーク会議の活性化をめざします。
- ◆関係機関との連携を図るため、「要保護児童等対策地域協議会」により、地域における相談体制の強化を図ります。
- ◆いじめ・不登校問題に対して、教職員の生徒指導に関する研修の充実やスクールカウンセラーとの連携により、問題行動等の早期発見・早期支援に努めます。
- ◆インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用が急速に普及する中、ネット上等、保護者や教職員が気づかないところで誹謗中傷を受けるいじめ等を防止するため、情報モラルや利用マナーの普及・啓発を図るとともに、事象が発生した場合には関係機関・団体と連携した相談支援を進めます。

③地域の子育て支援の充実を図ります

- ◆子育ての不安解消や児童虐待の防止に向けて、子育てサークルの拡充や児童委員を中心とした子育て支援活動の充実を努めるとともに、保健・医療・福祉、教育等の関係機関・団体と連携を図ることにより、地域における子育て支援のネットワークを構築します。
- ◆地域子育て支援拠点事業では、子育ての不安や悩みをもつ保護者の相談や情報提供の充実を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

保護者の勤務形態の多様化や共働き家庭の増加に伴い、保護者の子育てニーズも多様化しています。子育てと仕事の両立においては、家庭内で固定的な性別役割分担や仕事優先の考え方にとらわれず、父親と母親がともに子育てを楽しみ、支えあい、家事・育児分担をしながら生活していくことが望まれます。ニーズ調査結果では、保護者の育児休業の取得状況について、就学前児童において「育休制度を取らずに離職した」と回答した母親が少なからず存在しています。また、それらの方々の取得していない理由として「子育てや家事に専念するため」以外では、「職場に育児休業の制度がなかった」や「仕事に戻るのが難しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」に意見が集まっており、企業や事業所に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発も求められます。

本市では、仕事と生活の調和を個人のライフステージに応じて実現することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を男女共同参画の視点から啓発しています。広報への掲載や啓発リーフレットの発行、フォーラムの開催のほか、講座やワークショップ等を通じた学習機会を設けています。教育現場においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等意識を培うため、家庭・学校における男女平等教育を推進しています。

一方、女性の再就職に対する支援として、関係機関の紹介やパンフレット・チラシによる情報提供を行っていますが、育児による時間の制限等もあり、希望する就労に結びついていないケースが多くなっており、女性への支援だけでなく、家族や企業・事業所に向けた意識啓発を行うことが必要です。

今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、それらさまざまな学習機会の提供や情報発信を継続して実施することで、家庭や社会全体に意識づけていくことが必要です。

今後の方向性

①多様な保育サービス、子育て支援を充実します

- ◆既存の就学前施設の活用や地域型保育事業及び一時預かり事業の拡充等、保育ニーズに対する供給体制を充実します。
- ◆育児休業取得後に円滑に保育サービス等を利用できるように、新たな保育所整備や定員の弾力化等を行います。

②仕事と子育ての両立に向けた啓発活動や学習機会を充実します

- ◆男女共同参画に関するフォーラムや講座の開催等を通して、引き続きワーク・ライフ・バランスについて学習できる場を設けます。
- ◆家庭で配偶者・パートナーがともに仕事と育児について、話しあい・考えられる機会づくりに努めます。
- ◆新婚や出産期を迎える家庭に対して、出産前からの子育てと仕事について考えられるように情報発信や学習の場の提供に努めます。

③父親の育児参加を進めます

- ◆子育て講座の開催においては、子育ての楽しさを感じられるようなプログラムの工夫や、父親同士が交流できる機会を充実させます。
- ◆父親が育児に関する知識や仕方を学べる機会の充実を図ります。

④企業・事業所等へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます

- ◆企業・事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援に関する情報提供やセミナーの開催等を行い、職場環境の改善について広く周知を行います。
- ◆広報、市ホームページ等を通して、法制度の広報や意識啓発を継続するとともに、各種労働関係機関や経済団体との情報共有を深め、社会全体への啓発活動に努めます。

⑤女性の再就職等の就労支援を充実します

- ◆広報や市ホームページ等を通して、市で実施している就労相談を広く周知するとともに、ハローワーク等の就労支援機関との連携による支援事業の充実に努めます。

⑥庁内における男女共同参画の推進体制を構築します

- ◆庁内での男女共同参画意識の向上や、各審議会への女性委員登用等について働きかけを行います。

2. 子育て・子育てにやさしいまちづくり

(1) 防犯・防災対策、交通安全対策の推進

現状と課題

子どもを犯罪や事故、災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安全・安心して生活できるまちづくりに向けては、事前の予防対策や関係機関・団体、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

本市では、子どもの防犯対策として、青色防犯パトロール車やスクールガードリーダーによる巡回活動、「こども 110 番の家」運動、小学校 1 年生を対象とした暴力防止教室（キャップ教室）、新 1 年生への防犯ブザー配付等を実施しています。また、青少年指導員を中心に各種団体、学校、警察、少年サポートセンターと連携し、定期的に各中学校区の非行防止パトロールの実施や夏休みの夜間パトロールを実施しています。今後も、地域の防犯体制の強化に向けて、市民や地域の活動団体、学校、警察、少年サポートセンター等との連携を強化し、より効果的な活動を模索することが必要です。また、それら連携体制により、緊急時の正確な情報提供や迅速な対応につなげていくことが必要です。

防災対策としては、就学前施設や学校施設、公共施設等で耐震化や浸水対策を進めるとともに、大雨や台風の警戒等を行っています。また、市内の中学生に対し、実践的な防災体験学習として「ジュニア防災リーダー育成事業」を実施し、防災知識や技術を習得することで災害対応能力を身につけるとともに、次代の防災リーダーとして育む機会づくりに努めています。東日本大震災の教訓や今後新たな大地震の発生が予測されている中で、今後とも子どもに対する防災教育・学習機会を充実させることが必要です。また、そのためにも地域の防災意識の向上や学校や地域と協力した取組みを充実させていくことが必要です。さらに、災害時における避難支援体制について検討していくことが必要です。

交通安全対策としては、小学校区の通学路においてグリーンベルトの設置や道路反射鏡等の交通安全施設や路面標識の整備、放置自転車の撤去や啓発等を行っています。また、子どもに対する交通安全意識の向上として、市内の保育所・幼稚園、小・中学校において警察主催の交通安全教室を実施しています。全国における通学路の事故を踏まえ、安全な道路交通環境の整備とともに、引き続き交通安全規範・行動の市民への啓発や子どもに対する教育・学習活動の充実が必要です。

今後の方向性

①地域と協力した防犯体制を強化します

- ◆地域パトロールや危険箇所の点検、防犯意識の向上等の取組みへの支援を充実し、市民との協働による安全・安心な生活環境づくりを進めます。
- ◆「こども 110 番の家」運動、青色防犯パトロール活動、スクールガードリーダー等、地域での見守り活動の活性化や担い手の拡充に努めます。

②地域での防災活動の推進や避難支援を充実させます

- ◆ホームページやハザードマップ等により市民への防災情報の周知徹底を図ります。
- ◆自主防災組織への支援を行い、地域の防災意識の向上や防災活動の活性化につなげます。

③子ども等への防犯・防災教育を推進します

- ◆警察や関係機関と協力しながら、家庭や学校等において子どもに対する防犯等の安全教育を推進します。
- ◆ジュニア防災リーダーを活用した学校防災教育や避難訓練を推進します。

④子ども等の交通安全対策を充実します

- ◆交通安全教室等を通じて、子どもの交通安全意識を高めるとともに、家庭や地域における主体的・積極的な交通安全の取組みを支援します。
- ◆保育所や幼稚園、学校における安全に対する教職員の意識高揚を図り、警察等と協力しながら安全対策の強化を図ります。
- ◆保護者が子どもに交通ルールを繰り返し教えることで、子どもの規範意識が醸成されていくことから、継続して交通安全の啓発に努めます。
- ◆交通安全施設の整備に向けて、危険箇所の把握やパトロールによる点検等により、交通安全の確保に努めます。
- ◆学校や警察と連携し、通学路の点検による危険箇所の把握や、改善が必要な箇所の対応に努めます。

(2) 子育てバリアフリーの推進

現状と課題

子育て家庭が移動しやすいまちづくりに向けて、駅周辺の重点地区の整備や住居地区のバリアフリー化等を行っています。また、市役所庁舎駐車場において、妊産婦等の移動に配慮を必要とする方々が利用できる「ゆずりあい駐車区画」を設けています。今後も、妊娠期や子連れでも安全に安心して外出できるよう、公共機関のバリアフリーの推進や授乳室等の子育て機能の充実を図る一方、子どもだけでも安全・安心に過ごすことのできるよう、遊び場の整備や安全な歩行空間を整備するなど、妊娠期から子どもの成長までを見通した環境づくりが求められます。

本市では、居住環境について、市営住宅の良好な住環境を保持するため、適切な維持管理を行っています。また、民間住宅では、良質な住宅の建設を誘導するため、藤井寺市開発指導要綱に基づき適切な指導を行っています。その他、快適な生活環境を確保するため、敷地面積 500 ㎡以上の開発者には緑化スペースを確保するよう誘導し、良好な景観形成に取り組んでいます。引き続き、子育て家庭が快適に過ごせる生活環境づくりに向けて、公共・民間における良質な住宅の供給や都市緑化をはじめとする良好な景観形成が必要です。

今後の方向性

①福祉のまちづくりを進めます

- ◆大阪府「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を促進するとともに、公共施設の整備に関して、事業者への指導・検査によるバリアフリーを推進します。

②安全・快適な歩行空間の整備を進めます

- ◆子ども、車いす・ベビーカー等使用者が、安全・快適に歩行できるよう、市街地整備や道路整備に併せて、歩車分離、幅員の確保、段差解消等、必要な歩行空間の市道整備を推進するとともに、国・府道についても関係機関に働きかけます。

③子育て家庭に配慮した居住空間の整備を進めます

- ◆多様な家族構成や子ども、高齢者、障害者に配慮した安全・安心な公営住宅の誘導に努めます。市営住宅については、良好な住環境を保持するための適正な維持管理に努めます。
- ◆住宅金融支援機構等の公的融資制度を活用した、良質な民間住宅の建設を誘導します。今後、さらに低・未利用地の活用において、良質な民間住宅の建設の誘導に努めます。
- ◆快適な生活環境を確保するために、地域固有の自然や歴史、文化遺産を活かしながら都市緑化を効果的に進め、花と緑が調和した良好な景観の形成を図ります。引き続き、開発者には緑化スペースを確保するよう誘導します。

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域について

●教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域（以下「提供区域」という。）として設定するものです。

●藤井寺市の教育・保育提供区域

区域設定の視点	藤井寺市の教育・保育に関する地域特性
<ul style="list-style-type: none">○区域内の教育・保育需要を区域内で確保しなければならない。○教育・保育事業の供給量が需要量を下回る区域において、新規参入の希望があった場合は、原則として認可しなければいけない。 <p>⇒区域が広いと、多様な事業者の参入を受け入れることができ、柔軟な供給体制を確保することができる。</p> <p>⇒区域が狭いと、利用者にとって身近な利用が確保される。</p>	<ul style="list-style-type: none">○市域面積は、大阪府内の市において最も狭く、比較的移動がしやすい、コンパクトなまちである。○小学校区ごとに幼保が整備されている○地域間で人口が異なっている。コンパクトなまちの特性から、就学前施設については、区域（小学校区や旧町等）を横断しながら利用している状況がある。○市介護保険事業計画では、日常生活圏域として1圏域を設定しており、市として統一的なサービス提供を図っている。

藤井寺市の教育・保育提供区域

～市全域を教育・保育提供区域に設定～

藤井寺市の教育・保育に関する地域特性を踏まえると、藤井寺市がコンパクトなまちであることや、それに伴い、区域（小学校区等）横断的な保育サービス利用がある。

日常生活圏域を1つと設定しており、現在の藤井寺市の福祉関連の区域設定では、全市域を1区域と捉えた統一的なサービス提供を図っている。

以上から、藤井寺市では、教育・保育事業の柔軟な供給体制を確保すべく、教育・保育提供区域を市全域と設定します。

2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を次のように認定します（法第19条）。

- ・ 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

■事業内容等

1号及び2号のうち学校教育の希望については、幼稚園（認定こども園含む）にて、幼児の健やかな成長のために適当な教育環境を与えて、その心身の発達を助長します。

2号のうち学校教育の希望以外の方及び3号については、保育所（認定こども園含む）にて、子どもを保育します。

■量の見込み及び確保方策

単位：人

	平成27年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上	学校教育の希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み	642	712		565	
		117	595	101	464
(他市の受け入れ)	40	0	0	0	0
確保方策	1,301	704		423	
特定教育・保育施設	市内	704		86	325
	他市	47			
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					
確認を受けない幼稚園	市内	150			
	他市	264			
認可外保育施設					12

単位：人

	平成28年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上	学校教育の希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み	641	711		544	
		117	594	98	446
(他市の受け入れ)	19	15	0	0	0
確保方策	1,275	737		462	
特定教育・保育施設	市内	731		92	348
	他市	46		6	
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					22
確認を受けない幼稚園	市内				
	他市	247			
認可外保育施設					

単位:人

	平成 29 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上	学校教育 の希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み	625	694		528	
(他市の受け入れ)	19	114	580	95	433
		15	0	0	0
確保方策	1,275	849		531	
特定教育・保育施設	市内	843		98	392
	他市	6			
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					41
確認を受けない幼稚園	市内				
	他市	247			
認可外保育施設					

単位:人

	平成 30 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上	学校教育 の希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み	614	682		508	
(他市の受け入れ)	19	112	570	90	418
		15	0	0	0
確保方策	1,275	849		531	
特定教育・保育施設	市内	843		98	392
	他市	6			
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					41
確認を受けない幼稚園	市内				
	他市	247			
認可外保育施設					

単位:人

	平成 31 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上	学校教育 の希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み	592	657		490	
(他市の受け入れ)	19	108	549	88	402
		15	0	0	0
確保方策	1,275	849		531	
特定教育・保育施設	市内	843		98	392
	他市	6			
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)					41
確認を受けない幼稚園	市内				
	他市	247			
認可外保育施設					

参考:保育所定員数(民間保育所含む)1,040人(平成26年4月1日)、公立幼稚園認可定員数840人(平成26年5月1日)

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき利用実態及び利用希望を勘案して算定。なお、0歳児については育児休業の取得実績及び取得希望を勘案して補正。

【確保方策の内容】

認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園や保育所等に対し移行支援を行います。また、民間保育所の拡充を基本としながら、認定こども園や小規模保育等新規事業者の参入も含め、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の拡充により保育定員の増加に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

①利用者支援

■事業内容等

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、子どもや保護者に必要な情報提供・助言をするなどし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【量の見込みの算定】

教育保育等提供区域ごとに子どもの保護者の身近な場所の1か所を算定。

【確保方策の内容】

利用者支援については、基本型・特定型・母子保健型のいずれかの類型を選択し、利用者支援専門員1名を市役所又は地域子育て支援拠点等の中の1か所に配置し、関係機関等との連携による事業推進を図ります。

②時間外保育事業

■事業内容等

保護者の就労時間の多様化に伴い、通常の保育時間を延長し、保育を実施しています。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	406	405	397	386	376	362
確保方策	—	405	397	386	376	362

※現状は、平成 26 年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より就学前児童のいる家庭における時間外保育の利用実態及び利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

引き続き、市内の公立保育所（2か所）、民間保育所（5か所）にて、時間外保育事業（延長保育）を実施することにより、受け入れ態勢の確保を図ります。

③放課後児童健全育成事業

■事業内容等

放課後に保護者が不在となる家庭の小学校就学児童を対象に、放課後児童クラブを開設しています。放課後児童クラブでは、保護者と指導員が協力しながら、児童が集団生活の場で自主的で計画的、安全に過ごすことができる生活習慣を身につけることをめざします。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	—	733	734	726	718	725
1～3年生 (人)	470	493	510	500	492	491
4～6年生 (人)	—	240	224	226	226	234
確保方策	—	519	574	649	699	725

※現状は、平成 26 年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より5歳児のいる家庭における小学校低学年及び高学年での放課後児童クラブの利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

各小学校内で事業実施しており、今後も在籍する小学校の放課後児童クラブにて児童の受け入れができるよう、既存施設の活用による受け入れ態勢の拡充を図ります。

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

■事業内容等

保護者の疾病、出産、休日出勤等の事由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行います。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	4	14	13	13	13	12
確保方策	—	14	13	13	13	12

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より就学前児童のいる家庭におけるショートステイ等の利用実態を勘案して算定。

【確保方策の内容】

児童養護施設での事業実施により、受け入れ態勢の確保を図っていることから、事業の継続実施により、受け入れ態勢の確保を図ります。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容等

生後4か月頃までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	535	450	450	430	430	430
確保方策	—	450	450	430	430	430

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

利用実績を勘案して算定。

【確保方策の内容】

新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業についての事業内容を周知啓発し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを行います。

⑥養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容等

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、要保護児童等対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	7	11	11	11	11	11
確保方策	—	11	11	11	11	11

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

利用実績を勘案して算定。

【確保方策の内容】

養育支援訪問事業について、事業内容を周知し、支援を必要とする家庭に対して継続的に事業実施を行います。

また、要保護児童等対策地域協議会での情報共有や、児童虐待や養育支援が必要な子どもや家庭に関する状況把握や対応の検討を通して、要保護児童等対策地域協議会や関係機関員の専門性の向上を図るとともに、他の会議組織との連携や日頃の交流を通して子育て・子育てに関する関係機関・団体との連携強化を図ります。

⑦地域子育て支援拠点事業

■事業内容等

育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援、親子の交流の場や情報提供等、地域における総合的な子育て支援事業を実施します。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	10,875	24,600	23,700	22,944	22,128	21,348
確保方策	—	14,945	14,945	18,245	18,245	21,445

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より0歳児～2歳児までのいるひとり親、共働き家庭以外の家庭における地域子育て支援拠点事業の利用実態及び利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

ひかり保育園での地域子育て支援センター事業、神愛福祉会や大阪女子短期大学、バンビノーハウスおもちゃ箱でのつどいの広場事業を実施しており、親子が気軽に集まって交流や相談ができる場を提供しており、事業の継続実施及び新たな拠点による事業拡大により、受け入れ態勢の確保を図ります。

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

■事業内容等

幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かるサービスです。在園児が対象です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	—	40,012	39,929	38,961	38,286	36,873
①1号認定による利用 (人日)	—	10,735	10,713	10,453	10,272	9,893
②2号認定による利用 (人日)		29,277	29,216	28,508	28,014	26,980
確保方策	—	40,012	39,929	38,961	38,286	36,873
一時預かり事業 (在園児対象型)	—	40,012	39,929	38,961	38,286	36,873

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より3歳児～5歳児までの家庭における幼稚園児を対象とした預かり保育の利用実態及び利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

幼稚園の預かり保育については、教育のみを必要とする人への子育て支援策の充実が図られるよう、これまでの実績を踏まえつつ、現状のサービス量を維持することにより、見込み量の確保を図ります。また、幼稚園を利用し保育を必要とする人の預かり保育のニーズへの対応については、幼稚園の認定こども園化の動向を踏まえるとともに、私学助成を受ける幼稚園での長時間預かり保育との連携協力を求めながら、見込み量の確保を図ります。

⑧-2 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

■事業内容等

〈一時預かり事業 (在園児対象型を除く)〉

保護者等の病気や家族の看護、葬祭等で家庭での保育が困難な場合等に、保育所で一時的に就学前児童を預かります。

〈子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)〉

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動を実施します。

〈子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)〉

保護者の就労等により、平日の夜間や休日に家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設において一時的に児童を預かります。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	2,756	3,538	3,422	3,322	3,221	3,099
確保方策	—	2,756	2,756	3,356	3,356	3,356
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	—	2,404	2,404	3,004	3,004	3,004
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	—	346	346	346	346	346
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	6	6	6	6	6

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より就学前児童のいる家庭における一時預かりの利用実態及び利用希望を勘案して算定。なお、緊急時に親族等にみてもらえる人がいる場合を勘案して補正。

【確保方策の内容】

保育所、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業にて実施しています。今後、保育所等における当該事業の拡充及びファミリー・サポート・センター等の協力会員の充実を図り、受け入れ態勢の確保に努めます。

⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

■事業内容等

保育所に通う児童等が病気にかかった際や病気回復期で集団保育の困難な期間において、児童を保育所・病院等の施設で一時的に預かる事業です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	470	921	904	878	856	825
確保方策		404	396	384	856	825
病児保育事業	—	404	396	384	856	825
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	0	0	0	0	0

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より就学前児童のいる共働き家庭における病児・病後児保育等の利用実績及び利用希望を勘案して算定。なお、緊急時に親族等にみてもらえる人がいる場合を勘案して補正。

【確保方策の内容】

市内2か所の施設にて体調不良児型の事業を実施しており、事業の継続実施により受け入れ態勢の確保を図ります。また、病児・病後児保育事業についても検討を進めます。

⑩子育て援助活動支援事業(就学後)

■事業内容等

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動を実施します。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人日)	10	73	68	69	69	71
確保方策	—	73	68	69	69	71
子育て援助活動支援事業(就学後)	—	73	68	69	69	71

※現状は、平成26年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

ニーズ調査より5歳児のいる家庭における子育て援助活動支援事業の利用希望を勘案して算定。

【確保方策の内容】

センター1か所にて対応を図るとともに、援助会員数の増加に努め、受け入れ態勢の拡充を図ります。

⑪妊婦に対する健康診査

■事業内容等

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保するため、健診を行い、流産・死産・早産等を予防するとともに安全なお産を目的とする事業です。

■量の見込み及び確保方策

	現状	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み(人回)	6,670	6,100	6,100	5,900	5,900	5,900
確保方策	—	6,100	6,100	5,900	5,900	5,900

※現状は、平成 26 年度の実績見込み

【量の見込みの算定】

利用実績を勘案して算定。

【確保方策の内容】

対象者に対して健康診査の受診勧奨を行い、継続的に事業実施を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の目的、概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で、新規事業のため、現在は整備されていません。整備については、国等の動向を踏まえながら、藤井寺市子ども・子育て会議にて必要性を含めて検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の目的、概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、新規事業のため、現在は整備されていません。整備については、国等の動向を踏まえながら、藤井寺市子ども・子育て会議にて必要性を含めて検討します。

4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

① 認定こども園への移行

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、認定こども園への移行を検討する幼稚園及び保育所に対して必要な支援を行います。

② 職員の資質向上

保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会や保育所・幼稚園・小学校連絡協議会を通して、相互理解を深め、それぞれの経験や専門性を共有し、学びあいながら資質向上を図ります。

③ 保幼小の連携強化

保幼小の円滑な接続のため、保育・授業参観、連絡会等の定期的な開催、出前授業や合同授業、交流授業、交流行事等を通して、子ども同士の交流や新たな生活・学習環境への認識、教職員・保育士同士の情報交換や相互理解、課題・取組みの共有等を行い、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画は、本市の子育て・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、本市の施策・事業も多岐にわたって掲載しています。そのため、計画の推進にあたっては、庁内の子育て関連分野の部署だけでなく、他の関連分野の部署や関係機関等と連携を図りながら、全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、子ども・子育て支援を推進するにあたっては、行政や関係機関だけでなく、地域全体での取組みが必要です。そのため、子育て中の保護者をはじめ地域で子育て家庭を支援する方々、事業主、子育てサークルやNPO等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

これらさまざまな主体と連携した計画の推進に向けて、市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等で構成された「藤井寺市子ども・子育て会議」を設置し、計画の実施状況及び課題について協議を行うとともに、計画の推進に関し必要な事項について審議を行います。

また「藤井寺市子ども・子育て会議」を中心として、庁内の関係各課で構成する庁内会議と連携しながら計画を推進していきます。

2. 計画の進捗管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組みに反映する（Act）、一連のPDCAサイクルの考え方に基づいた各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を評価・検証していきます。

計画の推進には、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境等の変化や子育てニーズの的確な把握に努める必要があることから、「藤井寺市子ども・子育て会議」や庁内の関係各課で構成する庁内会議を通じて、必要に応じて計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、本計画の進捗管理を行っていきます。

参考資料

1. 藤井寺市子ども・子育て会議条例

平成 25 年藤井寺市条例第 20 号

藤井寺市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額	24,000円
-------------------	----	---------

」

を

「

学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額	24,000円
子ども・子育て会議委員	日額	9,500円

」

に改める。

2. 藤井寺市子ども・子育て会議委員名簿

(◎:会長 ○:副会長)

氏名	所属
岩下 房子 (いわした ふさこ)	学校法人大阪聖マリア学園 藤井寺カトリック幼稚園 園長
◎大西 慶一 (おおにし けいいち)	大阪女子短期大学 幼児教育科 教授
岡本 祐典 (おかもと ゆうすけ)	藤井寺市こども会育成連絡協議会 会長
東浦 博章 (とうら ひろあき)	藤井寺市学校園PTA連絡協議会 会長
○土井 義博 (どい よしひろ)	社会福祉法人神愛福祉会 理事長 (ラミー保育園)
花崎 由貴子 (はなさき ゆきこ)	民生委員児童委員協議会 主任児童委員
林 雅代 (はやし まさよ)	就学前児童の保護者
福森 節子 (ふくもり よしこ)	藤井寺市母子寡婦福祉会 会長
森田 菜緒 (もりた なお)	就学前児童の保護者

平成 25 年 9 月 1 日現在 50 音順

3. 策定経過

年 月 日		会 議 名 等	議 事 等
平成 25 年	9月26日(木)	第1回 藤井寺市子ども・子育て会議	○会議の公開について ○子ども・子育て会議について ○事業計画及びニーズ調査の概要について ○スケジュールについて ○ニーズ調査票案について
	12月19日(木)	第2回 藤井寺市子ども・子育て会議	○藤井寺市子ども・子育て支援新制度における ニーズ調査結果速報値について ○藤井寺市の現状と次世代育成支援行動計画 における目標事業量の進捗状況について
平成 26 年	4月10日(木)	第3回 藤井寺市子ども・子育て会議	○藤井寺市教育・保育提供区域の設定について ○幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子 育て支援事業の量の見込みについて
	7月23日(水)	第4回 藤井寺市子ども・子育て会議	○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(骨子 案)について ○藤井寺市地域型保育事業の認可基準等につ いて
	10月2日(木)	第5回 藤井寺市子ども・子育て会議	○藤井寺市家庭的保育事業等の各種基準を定 める条例等について ○幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子 育て支援事業の量の見込みと確保方策につ いて ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(骨子 案)について
平成 27 年	1月6日(火)	第6回 藤井寺市子ども・子育て会議	○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(案)に ついて ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(案)パ ブリックコメントについて ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業に係る利用者負担額の考え方について(説 明)
	1月15日(木) ~2月13日(金)	パブリックコメント	○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(案)
	3月24日(火)	第7回 藤井寺市子ども・子育て会議	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業に係る確認及び利用定員について ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画につ いて

藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：藤井寺市

健康福祉部 こども育成室 子育て支援課

〒583-8583

大阪府藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号

T E L : 072-939-1111 (代表)

F A X : 072-952-9505